

五) 十二月、GHQから農地改革が司令された。翌年二月から第一次農地改革を実施した。しかし、小作農・零細農の解放十分な効果を表さなかつたので、第二次農地改革が実施された。大土地所有者は厳しい制限をうけ、不在地主は認められなくなった。久保田町内の大地主も田畑を解放せざるをえなかつた。

教育を重視したGHQは、軍国主義・超国家主義教育を打破し民主化につとめ、昭和二十二年(一九四七)三月、平和主義・民主主義の理念の下、教育基本法および学校教育法が公布され、四月から新教育制度が発足した。いわゆる六・三・三・四制をとり、小・中・高校の教科書検定制を定めた。教育の自主・中立性を保つため昭和二十三年(一九四八)には全国地方自治体に教育委員会を設置した。

昭和二十二年(一九四六)十一月三日、新に日本国憲法が公布され、翌年五月三日から施行された。主権在民・平和主義・人権尊重の三大原則を明らかにし、憲法第二章第九条には戦争放棄を明記した。新憲法の制定に伴って諸法・制度もその精神にそつて新しく改正された。新しく地方自治法が制定されて、都道府県知事・市町村長はすべて住民の直接選挙により選出されることになった。市町村議会も議員の中から議長を選出することになった。

戦後、物心ともに欠落し疲弊した生活の中から、青年を中心に復興への兆しが見え始めた。昭和二十四年八月のジュディス台風による大風水害は、全村が濁流に飲まれ、家も田もすべてが壊滅状態になり、大きな打撃を受けた。その後、村当局をはじめ村民の弛まぬ努力により、村政にも水道工事の着工、久保田瀬の入植等、明るい話題も聞かれるようになった。昭和三十一年十二月八日の役場火災は、役場職員をはじめ村民に暗い影を落としたが、翌年の三十二年に大字新田の現在地に、役場新庁舎が完成し、昭和四十二年には町制施行により久保田町が誕生した。

一 行政のあゆみ

(一) 町政の機構

1 行政組織

行政の基本理念である最少の経費で最大の効果をあげるためには、行政を能率的、経済的に処理し得るような行政組織が必要である。

行政組織の在り方は、住民の権利義務、利益に大きな関係があるので、能率性と住民の欲求の調和をはかる必要がある。このようなことから、日本国憲法、地方自治等の法律及びこれに基づく政令、条例、規則等には、国、地方公共団体、その他の公共団体などの行政の組織に関する法が規定されている。

町政の機構

憲法では、地方自治に関する一章を設け、地方自治を保障しているが、憲法第九二条において「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接それを選挙する。」と定めており、地方公共団体の行政組織の根本基準を規定している。この憲法の規定を受けて、地方自治法第一条には「地方自治の本旨に基

づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め」との規定があり、地方自治制度に関する基本法となっている。しかし、各地方公共団体の規模、能力は、さまざま、地方公共団体を取り巻く社会的、経済的、自然的諸条件も多様であるため、地方行政組織の細目まで一律に法律で規定することは困難で、その大綱のみを定め、地方公共団体の条例、規則等に委任されている。

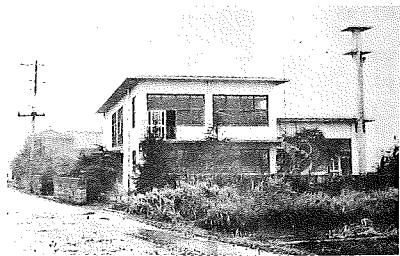
町の行政組織を構成する行政機関は、執行機関、補助機関、付属機関、監査機関とに分類される。町の意志を決定表示する権限をもつ執行機関の長のほか、公正な行政運営を確保するため、長から独立した地位、権限を有する機関として教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会と、固定資産評価審査委員会の四つの行政委員会と監査委員とがある。

行政委員会・監査委員の定数等

| 名称 | 定数 | 任期 | 根拠法規 |
|-------------|-----|---------|--|
| 教育委員会 | 五人 | 四年 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三条 |
| 農業委員会 | 一三人 | 三年 | 農業委員会等に関する法律第一二条 久保田町農業委員会の選挙による委員の定数条例 |
| 選挙管理委員会 | 四人 | 四年 | 地方自治法第一八一条 |
| 固定資産評価審査委員会 | 三人 | 三年 | 地方税法第四二三条第二項 |
| 監査委員 | 二人 | 知識経験者四年 | 地方自治法第一九五条第二項 議員は議員の任期 久保田町監査委員条例 |

2 村役場の変遷

- ① 小路 西岡宅北側、県道東側。現在は耕作田、成清氏所有。大字徳万字元小路。
- ② 新田 円光院南側。濠の南で現在個人の宅地。大字新田字新田。
- ③ 小路 思斉校運動場拡張のため移転。大島光神屋敷。大字徳万字元小路。
- ④ 徳万 徳万の中井樋水路西。国道二〇七号北側。個人住宅地。
- ⑤ 小路 大正二年新築。昭和三十一年火災で焼失。大字徳万字元小路。
- ⑥ 新田 昭和三十二年新築。その後、現在地に於いて移動・改装を繰り返してきた。
現在の本庁舎が新築落成したのは昭和五十三年十一月である。大字新田字新田。



昭和39年頃の前庁舎

3 市町村合併と久保田

戦後、地方自治法が制定された直後から、国と地方公共団体との事務の配分、選挙関係法規の制定、行政事務の増加、条例制定権の拡大、直接請求制度の改正など、相次いで改正が行われた。

また、地方分権の徹底と民主主義の強化のために、労働組合法・農地調整法・生活保護法・保健所法・児童福祉法・民生委員法・社会福祉事業法・漁業法・農業委員会法・農地法・警察法・教育委員会法等が相次いで制定

施行された。

このように新しく制定された法律の大部分は、機関委任事務という形で地方公共団体の長に委任され、これが地方公共団体の行政事務の複雑化・膨大化をもたらし、ひいては財政需要の増大をきたす一因となった。特に、義務教育における六・三・三制の採用と自治体警察の設置は極度に地方財産を圧迫することになった。

さらに、急速に進行するインフレは、自治体を運営する経費や人件費の増大を招き、地方税法や地方財政法等の税財政関係法令の制定も、ただ需要の増加に追隨するかたちとなった。このような地方財政の悪化と、社会経済情勢の変化（交通機関の発達・電信電話の普及、それに伴う生活圏・経済圏の拡大）は、明治二十二年当時に設定された市町村規模では、地方公共団体の事務を合理的・能率的に行うことが困難となってきた。

これらの諸情勢に対処し、市町村の受け入れ態勢を整備するためには、市町村の規模の適正化は不可避となり、町村合併促進へと発展していく誘因となった。

昭和二十四年十二月に設置された地方行政調査委員会議は、翌二十五年十二月に行政事務再分配に関する勧告をしたが、その中で行政事務再分配の原則として、

- 一 行政責任の明確化の原則
 - 二 能率の原則
 - 三 地方公共団体、特に市町村優先の原則
- の三原則を打ち出した。

さらに、前記三原則のうち、能率の原則と市町村優先の原則に実効性をもたせるため、町村の規模について次

のような勧告を行った。

現在の町村数は約一万二〇〇あり、平均人口は五〇〇〇人程度であるため、事務能力も十分とはいえない面が多く、おおむね人口七〇〇〇人〜八〇〇〇人程度を標準としその規模の合理化を図るべきであるとしている。

昭和二十六年九月の行政事務再分配に関する第二次勧告でも、合併推進について再勧告している。

以上の勧告に基づき、二十七年に地方自治法の一部が改正され、法第二条第一四項に「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求め、その規模の適正化を図らなければならぬ」という規定が設けられた。

このような経過をふまえて、同二十八年九月一日に町村合併促進法が公布され、十月一日に施行されることになり、同年十月五日に同法施行令が公布され、即日施行された。

同法には、町村の人口は、八〇〇人以上とし、地勢・人口密度・経済事情等に照らし、行政能率・住民福祉が向上するよう、できるだけ規模を増大させること、また町村は合併について相互に協力すること。その他、町村合併審議会。合併に伴う新町建設基本方針・町村合併後の新町建設計画を定め、知事の意見を聞かなければならぬ。また、町村合併に関し、十二の特例事項を設け、合併の円滑化を配慮した。

佐賀県では、国の方針を踏襲し、町村合併を行うこととし、「佐賀県町村合併促進基本計画」を作成、町村合併促進法の有効期限である昭和三十一年九月迄に、小規模町村を合併し、現在町村数をおおむね三分の一に減少させる目途で促進した。

諮問に示された「県市町村合併計画案」は次のとおりである。

佐賀市周辺地区 佐賀市 兵庫村 高木瀬村 鍋島村 嘉瀬村 西与賀村 巨勢村 北川副村 東川副村
新北村
佐賀郡南部地区 西川副村 中川副村 南川副村 大詫間村
佐賀郡北部地区 松梅村 春日村 金立村 久保泉村
小城郡北部地区 南山村 北山村 小関村
小城郡中部地区 小城町 三日月村 川上村
小城郡南部地区 牛津町 芦刈村 砥川村 久保田村
となっていた。(他の地区については省略)

当時の久保田村の人口は、昭和三十年十月一日現在八三五六人、佐賀郡では一番人口の多い村で、経済的にも恵まれていたので、町村合併については盛り上がりがなく消極的であった。

佐賀市・郡の他村では、合併運動が活発に進められた。

佐賀市 昭和二十九年三月三十一日 兵庫 巨勢 西与賀 嘉瀬 高木瀬の各村を編入
シ 十月 一日 北川副 本庄 鍋島 金立 久保泉 シ
シ 三十年四月 一日 蓮池町(大字古賀字用作・小鹿・柴尾・小森田を除く) 編入
諸富町設置 昭和三十年三月 一日 東川副村 新北村
川副町設置 シ 四月 一日 西川副村 南川副村 大詫間村 中川副村

大和村設置 シ 四月 十六日 川上村 春日村 松梅村(昭和三十四年町制施行)

4 久保田町制施行

佐賀郡の六町村の内、東与賀と富士が昭和四十一年十月一日で町制を施行、東与賀町、富士町となり、村は久保田だけとなった。久保田は国道三四号線(現二〇七号)、二〇三号線が交差し、北部を長崎本線が通り、交通上の要所であり、人口的にも町としての要件を備えているとして、昭和四十一年十一月十四日、村臨時議会において、同四十二年四月一日から久保田村を久保田町にする旨、満場一致で議決された。

なお、町制実施の申請書は県知事に提出し、県議会の議決を経て自治大臣に届出、大臣の告示によって(官報掲載)その効力が生じ町となることになる。

村を町とする処分

地方自治法(昭和二十二年法律第六七号)第八条第三項の規定により、昭和四十二年三月八日自治省告示第四三号をもって佐賀県佐賀郡久保田村を久保田町とする旨佐賀県知事から届け出があった。

右の処分は、昭和四十二年四月一日からその効力を生ずるものとする。

町制施行によって法律上その他格別の恩典や利益はないが、地域住民の意識の高揚、対外折衝における優位性等、無形のプラス面が期待される。また、村から町になることにより不必要な経費が増すことも考えられない。

久保田町民歌



ゆ たか な り かせがわの なが れ ちちははの ここ ろ う
 か ぐわ し き きんもくせいのは な おもいひとしー く て
 は るか な り てんざんの みー ね たかきりそー う も



け つぎー て のにたねまげば のびゆく そのめ すこや か そら
 を とりー て とちにまなべば さきにおう そのはな うるわ し
 と めつー つ わざにはげめば みのりあり そのみ たくま し



よ ひかり よ みなぎるーいのち よ く ほた くほ た たい
 たぎるーおもい よ
 あふれるーちから よ



よ うとみどりの まち くほ た のびゆく く ほ た ちよ う

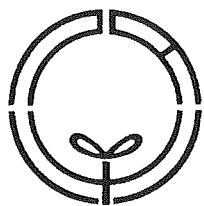
- 一、ゆたかなり 嘉瀬川の流れ
 父母の心 うけつぎて
 野に種子まけば 伸びゆく
 その芽 すこやか
 空よ 光よ みなぎる命よ
 久保田 久保田
- 二、かぐわしき 金木犀の花
 思い齊しく 手をとりて
 とともに学べば 咲きにおう
 その花 うるわし
 空よ 光よ たぎる思いよ
 (*以下繰り返し)
- 三、はるかなり 天山の嶺
 高き理想 求めつつ
 業に励めば 稔りあり
 その実 たくまし
 空よ 光よ あふれる力よ
 (*以下繰り返し)

作詞 古賀卯八
 補作詩 大塚 巖
 作曲 池田八声

久保田町民歌

昭和六十一年九月制定(町政施行二〇周年を記念し、町内外より公募)

生活用水をはじめ灌漑用水にも欠かす事無く、豊かな生活を続けていることへの感謝の念を忘れず、町制施行を節目として未来への発展を期している。



佐賀平野の中心、伸びゆく久保田町の姿を若芽をもって象徴したものである。クボタの三字をはじめこんだ二重の外輪は、固く手を結んだ町民の連帯感を示すと共に豊かな大地をめぐる川やクリークの有様を表現し、これら恵まれた環境の中ですくすくと育つ若芽の姿を描いている。

久保田町章の制定(昭和四十二年三月制定)

村としての様態を脱皮し新しい行政感覚により、なお一層の経済社会、文化の向上を期すべきで、従来どおりの行政規模・財政の状況等により適正な運営を期すべきである。
 明治二十二年徳万村・久保田村・新田村・久富村が合併して久保田村となり、永い間親しまれてきた村の名は新しく久保田町とし、村田隆長村長が初代久保田町長に就任、名実ともに新しい町制が施行された。
 町制施行祝賀式典には、町内外から三〇〇名の来賓を招き、小学校講堂に於いて盛大に挙行された。その席で元村議会議長 下平多作をはじめ、町政功労者一〇名の表彰があった。日頃久保田町に対し様々貢献された佐賀新聞社長 中尾都昭へ感謝状が贈られ、町章応募者には記念品が贈られた。

5 久保田町名誉町民

昭和四十六年十二月二十一日、条例第一九号により久保田町名誉町民条例が設置された。その目的は、公共の福祉の増進、産業、文化の進展又は社会公益偉大な貢献をなし、その功績が顕著である本町住民又は本町に縁故の深い者及び物故者に久保田町名誉町民、久保田町名誉物故者の称号を贈ることに関し必要な事項を定めている。名誉町民、名誉物故者は、町長が議会の同意を得て決定し、その業績を一般に公表し顕彰する。

名誉町民、名誉物故者に対しては、次の特典又は待遇を与えることができる。

- ① 町の公の式典への参列
- ② 名誉町民、名誉物故者には、記念品又は一時金を贈る。
- ③ 名誉町民、名誉物故者決定は、昭和年代より後世にわたる功勞者とする。
- ④ 死亡したときは、弔辞、弔花、弔慰金を贈る。

久保田町名誉町民

| | | | |
|-----|--------|--------|---------------|
| 第一号 | 中尾 都 昭 | 昭和四十九年 | 佐賀市(久富東出身) |
| 第二号 | 古賀 了 | 昭和五十九年 | 久保田町徳間 |
| 第三号 | 土井 定包 | 平成二年 | 神奈川県鎌倉市(新田出身) |

6 行政機構

昭和五十三年に総合計画が作成されているが、その当時の機構は三役と総務・税務・住民・産業建設の四課と企画の一室、一八係が業務を分担していた。教育委員会をはじめ、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員会、議会が事務局を設置している。

その後、社会情勢の変化にともない、行政事務も複雑、多様化し、これに対応すべく町行政の近代化、合理化を図り現在に至っている。平成十三年四月現在の行政機構は、町長部局に八課二〇係(五二名)があり、その外議会事務局(二名)、教育委員会(五名)、農業委員会(二名)、選挙管理委員会(二名)、監査委員会は議会事務局長が兼務している。職員を派遣している者(二名)

行政機構は、次頁図表のとおりである。

久保田町では地方自治法(昭和二十二年法律第六七号)第一五八条第七項の規定に基づき、次の課を設置し町の条例、予算その他議会の議決に基づく事務や法令、規則その他の規定に基づく町及び国、他の地方公共団体その他公共団体の事務を、誠実に管理し執行するため、昭和五十四年六月二十七日条例第一四号により久保田町に、次の課を設置した。

昭和四十一年三月三十一日、規則第五号の久保田町役場組織規則により、必要な組織及び事務分掌を定めた。

企画課

- 企画係
- 町総合開発、計画に関すること
- 土地利用計画に関すること
- 町づくりに関すること
- 企業誘致に関すること

財政係

- 歳入、歳出予算その他の財政に関すること
- 地方交付税に関すること
- 起債及び資金に関すること
- 議会に関すること
- 歳入、歳出予算その他の財政に関すること
- 消費安全に関すること
- 交通安全に関すること

行政係

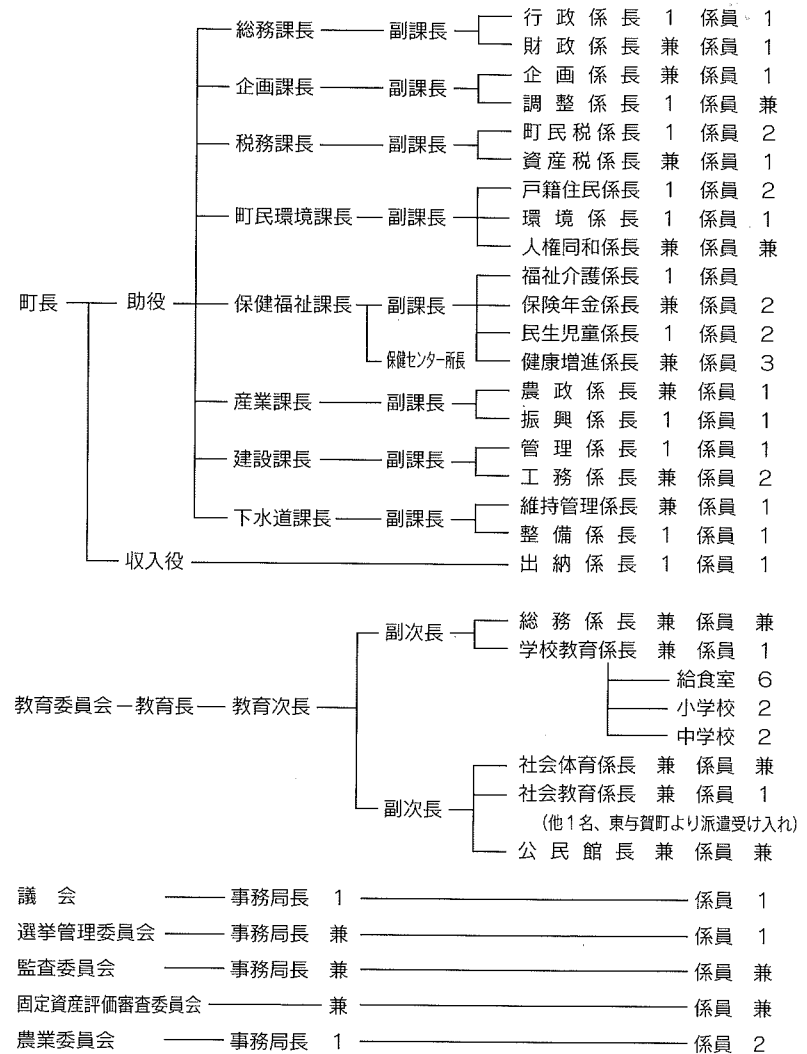
- 公文書の收受及び発送に関すること
- 公印の管守に関すること
- 庁舎の管理に関すること
- 叙勲等表彰及び儀式に関すること
- 女性行政に関すること
- 消費者行政に関すること
- 職員の福利厚生に関すること
- 退職手当、公務災害に関すること
- 共済組合に関すること
- 職員に関すること
- 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること
- 職員の研修、教養に関すること
- 部落長会に関すること
- 地縁団体に関すること
- 自衛官募集に関すること
- 条例、規則、規程及び告示並びに公告式に関すること
- 情報公開に関すること
- 市町村交通災害共済事務に関すること
- 財産(物品を除く)の取得、管理及び処分に関すること

総務課

行政係

久保田町役場機構

H13.4.1 現在



○出向・派遣(総務課付)
 佐賀中部広域連合 1
 佐賀地域市町村職員相互派遣 1 (大和町へ)

- ・各種統計に関すること
- ・広報、広聴に関すること
- ・総合調整に関すること
- ・広域市町村圏に関すること
- ・地価調査に関すること

- ・ふるさと融資に関すること

- ・国際交流に関すること

- ・電算管理に関すること

- ・佐賀南部地域開発推進協議会に関すること

税務課

- ・町民税係・町民税、国民健康保険税の賦課徴収に関すること

- ・たばこ税に関すること

- ・税務関係の証明に関すること

- ・納税組合に関すること

- ・町税の口座振替に関すること

- ・国、県税の納税相談並びに申告指導に関すること

- 資産税係・固定資産税の賦課徴収に関すること
- ・軽自動車税の賦課徴収に関すること

- ・固定資産の移動、評価に伴う関係台帳の整備保管に関すること

- ・固定資産評価審査委員会に関すること
- ・特別土地保有税に関すること

- ・佐賀土地改良区賦課金の賦課徴収に関すること

町民環境課

- ・戸籍住民係・戸籍に関すること

- ・外国人登録に関すること

- ・住民基本台帳に関すること

- ・人口動態に関すること

- ・印鑑登録及び証明に関すること

- ・犯歴事務に関すること

- ・身分証明、その他の証明に関すること

- 環境係・環境衛生、公害に関すること(天山区し尿処理、塵芥処理及び斎場組合事務を含む)

- ・畜犬登録及び狂犬病予防に関すること

- ・墓地、埋火葬に関すること

- ・同和対策の総合調整及び推進に関すること

- 人権同和係・人権擁護に関すること

保健福祉課

- 福祉・介護係・老人福祉に関すること

- ・社会福祉に関すること

- ・戦傷病者及び戦没者遺家族等の援護に関すること

- ・介護保険に関すること

- 保険・年金係・国民健康保険給付に関すること
- ・その他国民健康保険に関すること

- ・国民健康保険、保健施設事業に関すること
- ・老人保健、医療に関すること

- ・高額療養費貸付事業に関すること

- ・国民年金に関すること

- ・国民健康保険運営協議会に関すること

- 民生児童係・生活保護、民生・児童委員に関すること

- ・児童福祉、母子、父子、寡婦福祉に関すること

- ・身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者福祉に関すること

健康増進係

- ・災害弱者、行旅病人、同死亡人に関する事
- ・保育所入所に関する事
- ・児童館の管理運営に関する事
- ・住民の健康増進に関する事
- ・老人保健事業に関する事
- ・愛育班及び母子保健推進員に関する事
- ・生活習慣病、結核予防など各種予防に関する事
- ・食生活改善推進協議会に関する事
- ・保健対策推進協議会に関する事
- ・保健センターの管理運営に関する事
- ・母子保健事業に関する事
- ・乳幼児医療に関する事
- ・予防接種事業に関する事

産業課

農政係

- ・主要農海産物の生産、調整及び流通に関する事
- ・病害虫防除及び家畜伝染病の予防に関する事
- ・農業、水産、商工団体等の育成に関する事
- ・計量器に関する事
- ・米穀販売業者に関する事
- ・振興係
- ・農林、水産、商工業の振興に関する事
- ・観光に関する事
- ・各種制度資金の導入に関する事
- ・産物の宣伝及び斡旋に関する事
- ・畜産の振興に関する事

建設課

管理係

- ・道路、橋梁、法河川及び普通河川の維持管理に関する事
- ・交通対策事業に関する事
- ・町営住宅の維持管理に関する事
- ・漁港の維持管理に関する事
- ・河川、公有水面、道路の占用に関する事
- ・排水機場の維持管理運転に関する事
- ・官民有地との境界査定及び申請に関する事
- ・水利に関する事
- ・建築確認申請に関する事
- ・農業用施設の維持管理に関する事
- ・公園の維持管理に関する事
- ・工務係
- ・道路、橋梁、法河川及び普通河川の工事に関する事
- ・公共土木災害復旧工事及び農林災害復旧工事に関する事
- ・町営住宅の建設に関する事
- ・漁港の整備に関する事
- ・公園整備に関する事
- ・土地改良事業に関する事

下水道課

維持管理係

- ・下水道事業の維持管理に関する事
- ・下水道受益者負担金に関する事
- ・排水整備及び水浄化の普及啓発に関する事
- ・下水道使用料に関する事
- ・下水道事業の計画の策定及び事業の実施に関する事
- ・その他下水道に付帯する事業に関する事

一部事務組合

特定の事務を共同で処理することを目的とした、一部事務組合の経費は、組合の構成団体の分担金、国庫補助、地方債、その他（使用料・手数料）の財源によって運営されており、分担金の各構成団体の割合については、それぞれの一部事務組合の規定で定められている。

一部事務組合等加入状況

| 構成団体 | 所在地 |
|--------------------|--------|
| 西佐賀水道企業団 | 五 久保田町 |
| 佐賀西部広域水道企業団 | 一三 〃 |
| 天山地区共同塵芥処理場組合 | 五 牛津町 |
| 天山地区共同衛生処理場組合 | 七 〃 |
| 佐賀地区広域市町村圏組合 | 一六 佐賀市 |
| 佐賀地区広域消防事務組合 | 一二 〃 |
| 天山地区共同斎場組合 | 六 多久市 |
| 佐賀県町村議会議員公務災害補償等組合 | 四二 佐賀市 |
| 職員退職手当組合 | 六六 〃 |
| 非常勤職員公務災害補償等組合 | 八〇 〃 |
| 佐賀県自治会館組合 | 四九 〃 |



佐賀広域消防局（佐賀市）

7 町 三 役

| | | |
|-------------------|----|---|
| 〃 市町村消防団員公務災害補償組合 | 四七 | 〃 |
| 〃 市町村交通災害共済組合 | 四五 | 〃 |
| 〃 市町村職員共済組合 | 八三 | 〃 |

明治二十二年四月、市町村制の施行により久保田村にも村長が置かれた。当時村長は議会議員の選挙によって選出され、初代村長に江口六蔵が選出された。

その後終戦まで、歴代村長は議会によって選出されてきたが、終戦後、地方自治の改革により、首長は一般住民の投票による公選制となり、昭和二十二年四月に地方選挙が全国一斉に行なわれ、公選初代の村長に村田隆長が選出された。昭和四十二年四月一日町制施行により、当時の村長村田隆長が初代町長となる。

歴代町長

| 歴順 | 氏名 | 任期 |
|----|-------|------------------------|
| 一 | 村田 隆長 | 昭和四十二・四・一 〃 昭和四十二・四・三十 |
| 二 | 古賀 了 | 〃 四十二・五・一 〃 〃 五十八・四・三十 |
| 三 | 森 賢一 | 〃 五十八・五・一 〃 平成 七・四・三十 |
| 四 | 川副 綾男 | 平成 七・五・一 〃 至現在 |

歴代助役

| 歴順 | 氏名 | 任期 |
|----|-------|-------------|
| 一 | 石丸 友吉 | 昭和二十二以前 |
| 二 | 山崎 春二 | 昭和二十八・五・二十五 |
| 三 | 土橋 久夫 | 昭和五十四・五・二十四 |
| 四 | 大久保 實 | 昭和五十四・七・一 |
| 五 | 白浜 壽 | 昭和五十八・六・三十 |
| 六 | 川副 綾男 | 昭和五十八・六・三十 |
| 七 | 古賀 善行 | 昭和五十八・六・三十 |
| 八 | 川副 綾男 | 平成三・七・一 |
| 九 | 古賀 善行 | 平成七・七・一 |

歴代收入役

| 歴順 | 氏名 | 任期 |
|----|-------|-------------|
| 一 | 南川 万吉 | 昭和二十二・二・十七 |
| 二 | 山崎 春二 | 昭和二十六・三・二十八 |
| 三 | 川野 順二 | 昭和二十八・三・二十七 |
| 四 | 川野 順二 | 昭和二十八・五・十六 |
| 五 | 高原 正義 | 昭和五十四・五・二十 |
| 六 | 高野 正義 | 昭和五十八・六・三十 |
| 七 | 詫摩繁太郎 | 昭和五十八・六・三十 |
| 八 | 川副 綾男 | 昭和五十八・六・三十 |
| 九 | 川副 綾男 | 平成三・六・三十 |

| | | |
|---|-------|-----------|
| 七 | 池田 巽 | 平成三・七・一 |
| 八 | 古賀 一幸 | 平成七・七・一 |
| 九 | 今泉 豊 | 平成十二・十一・一 |

至現在

8 部落長

昭和三十七年三月二十六日規則第四号によつて、久保田町部落長設置に関する規則が定められている。この規則の目的は、一般町民に対する町政伝達の徹底と、これが理解と協力を促進させる等町行政の民主的かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

部落長は、町内各部落において、自主的に選出した者をもつて、これに充て、町長がこれを委嘱する。

部落長は、非常勤とし、定数は、三〇名とする。

部落長の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。補欠による就任者は、前任者の残任期間とする。

定例会は毎年一月、三月、四月、七月、九月、十一月、に開催する。

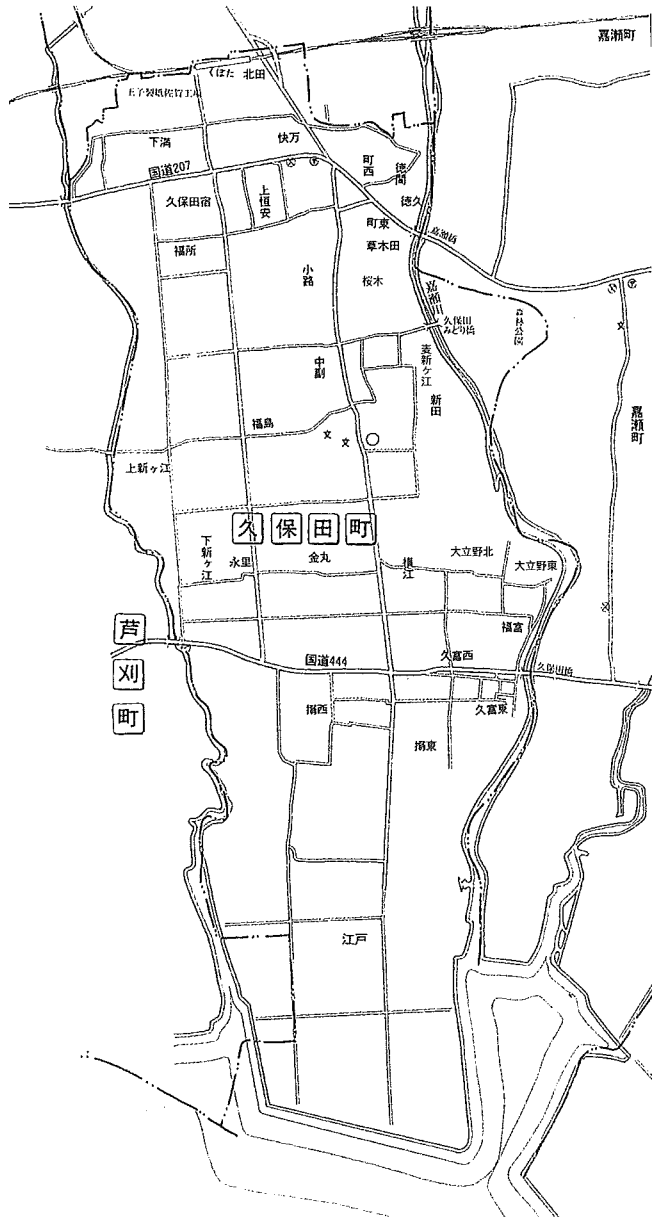
部落長の職責は、町条例に示されているが、部落の慣例や歴史風習等により、若干違ふところがある。町役場の指導では、条例により部落長の任期二年となつてはいるが、部落では一年で交替するところが多くなつてはいる。部落によつては、他の業務を兼務しているところもある。

町政の機構

| 桜木 | 北田 | 下満 | 久保田宿 | 上恒安 | 福所 | 上新ヶ江 | 福島 | 永里 | 金丸 | 横江 | 江野 | 羽西 | 羽東 | 久富西 | 久富東 | 福富 | 大立野東 | 新立野北 | 麦新ヶ江 | 中副 | 草木田 | 小路 | 快万 | 徳久 | 徳間 | 町西 | 町東 | 部落名 |
|------|------|-------|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|------|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|--------|--------|
| 塚本林八 | 古賀忠一 | 南里芳太郎 | 東島文平 | 古賀春次 | 中島順一 | 中野春雄 | 城島栄吉 | 野口喜好 | 塚原朝六 | 野中春次 | 陣内蔵 | 西岡春八 | 西岡春八 | 堤弥三 | 南川虎一 | 久保喜六 | 力久増雄 | 東日出雄 | 香月鶴一 | 横尾鶴次 | 塚原春次 | 未永広吉 | 松永政六 | 村田研二 | 山田実次 | 山田清 | 石丸友吉 | 昭和32年度 |
| 塚本林八 | 永田秀一 | 南里芳太郎 | 東島文平 | 田中高次 | 中島順一 | 藤野茂三 | 森勇六 | 野口喜好 | 永瀨光次 | 森勝蔵 | 陣内蔵 | 藤木清吾 | 船津丸時市 | 南川鉄次 | 南川鉄次 | 志波佐一 | 中島友次 | 牛島雄六 | 横尾鶴次 | 塚原春次 | 未永広吉 | 中島虎男 | 村田研二 | 小林鶴作 | 山田清 | 石丸友吉 | 昭和33年度 | |
| 塚本林八 | 永田秀一 | 南里芳太郎 | 東島文平 | 田中高次 | 鶴丸安治 | 藤野茂三 | 森勇六 | 原田吉平 | 永瀨光次 | 堤博 | 太田太六 | 南川善吾 | 船津丸時市 | 南川鉄次 | 南川鉄次 | 志波佐一 | 中島友次 | 夏秋八太郎 | 藤瀬登 | 古賀熊六 | 未永広吉 | 中島虎男 | 村田研二 | 池田磁 | 塚原義六 | 石丸友吉 | 昭和34年度 | |
| 塚本林八 | 永田秀一 | 南里芳太郎 | 江口三郎 | 香口三郎 | 鶴丸安治 | 藤野茂三 | 森勇六 | 原田吉平 | 陣内徳一 | 堤博 | 原田辰雄 | 西岡浪次 | 船津丸伊吉 | 船津丸栄治 | 長瀬関太郎 | 中島友次 | 中島友次 | 藤瀬登 | 古賀熊六 | 楠田栄次 | 村田研二 | 田中正己 | 木下正己 | 塚原義六 | 津村忠八 | 石丸友吉 | 昭和35年度 | |
| 塚本林八 | 永田秀一 | 弥永末吉 | 江口三郎 | 志津田秀作 | 鶴丸政雄 | 原田政雄 | 中尾秋雄 | 塚原敏雄 | 陣内徳一 | 高尾初次 | 高尾初次 | 西岡達司 | 船津丸伊吉 | 原田栄治 | 長瀬関太郎 | 中島友次 | 中島友次 | 内田時作 | 原田広一 | 楠田栄次 | 村田研二 | 山田実次 | 岸川金次 | 津川義雄 | 津村忠八 | 津村忠八 | 昭和36年度 | |
| 永瀨操 | 永田秀一 | 弥永末吉 | 藤木政雄 | 鶴丸政雄 | 原田政雄 | 中尾秋雄 | 塚原敏雄 | 今村貞吉 | 高尾初次 | 高尾初次 | 西岡達司 | 西岡達司 | 中島松治 | 中島松治 | 長瀬関太郎 | 中島友次 | 中島友次 | 堤善助 | 原田広一 | 林仙宗 | 村田一男 | 坂井政市 | 木下正己 | 岸川金次 | 香月義雄 | 津村忠八 | 昭和37年度 | |
| 永瀨操 | 永田秀一 | 弥永末吉 | 藤木政雄 | 鶴丸政雄 | 原田政雄 | 中尾秋雄 | 塚原敏雄 | 今村貞吉 | 高尾初次 | 高尾初次 | 西岡達司 | 西岡達司 | 中島松治 | 中島松治 | 長瀬関太郎 | 中島友次 | 中島友次 | 堤善助 | 原田広一 | 村田一男 | 坂井政市 | 木下正己 | 岸川金次 | 香月義雄 | 津村忠八 | 津村忠八 | 昭和38年度 | |
| 永瀨操 | 千綿嘉六 | 弥永末吉 | 久納武次 | 大坪鶴一 | 藤野茂三 | 中野初一 | 中野初一 | 託摩幸一 | 東勝次 | 高森丈夫 | 西岡弥六 | 西岡弥六 | 塚原鏡治 | 南川又三 | 船津定次郎 | 中島友次 | 中島友次 | 夏秋八太郎 | 横尾常次 | 原田広一 | 木下利男 | 古川辰一 | 森永繁 | 岸川金次 | 津川義雄 | 津村忠八 | 昭和39年度 | |
| 吉岡茂 | 千綿嘉六 | 秀島隆一 | 久納武次 | 古賀隆三 | 藤野茂三 | 中野初一 | 中野初一 | 野口高之 | 東勝次 | 高森丈夫 | 高森丈夫 | 中野岩市 | 塚原鏡治 | 南川又三 | 船津定次郎 | 中島友次 | 中島友次 | 手塚萬司 | 蘭末雄 | 手塚萬司 | 中島友次 | 田中栄次 | 横尾鶴次 | 古賀辰雄 | 木下利男 | 江藤藤市 | 津村忠八 | 昭和40年度 |

歴代部落長名簿

部落分布図



町政の機構

| 備考 | 部 落 名 | 昭和41年度 | 昭和42年度 | 昭和43年度 | 昭和44年度 | 昭和45年度 | 昭和46年度 | 昭和47年度 | 昭和48年度 | 昭和49年度 |
|----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 桜木 | 沼田 新市 | 沼田 新市 | 沼田 新市 | 沼田 新市 | 沼田 新市 | 沼田 新市 | 沼田 新市 | 沼田 新市 | 沼田 新市 |
| | 北下 | 久保田 宿 | 南里 芳太郎 | 嶋田 賢次 | 嶋田 賢次 | 松永 安雄 | 松永 安雄 | 松永 安雄 | 松永 安雄 | 松永 安雄 |
| | 上恒 | 吉岡 利男 | 中尾 貞次 | 鶴丸 光次 | 鶴丸 光次 | 鶴丸 光次 | 鶴丸 光次 | 鶴丸 光次 | 鶴丸 光次 | 鶴丸 光次 |
| | 福新 | 志津田 秀作 | 嶋田 賢次 | 嶋田 賢次 | 嶋田 賢次 | 嶋田 賢次 | 嶋田 賢次 | 嶋田 賢次 | 嶋田 賢次 | 嶋田 賢次 |
| | 福江 | 吉岡 利男 | 中尾 貞次 | 鶴丸 光次 | 鶴丸 光次 | 鶴丸 光次 | 鶴丸 光次 | 鶴丸 光次 | 鶴丸 光次 | 鶴丸 光次 |
| | 下新 | 大庭 勝一 | 大庭 勝一 | 城島金太郎 | 城島金太郎 | 山田久米雄 | 山田久米雄 | 山田久米雄 | 山田久米雄 | 山田久米雄 |
| | 金丸 | 城島金太郎 | 城島金太郎 | 山田久米雄 | 山田久米雄 | 山田久米雄 | 山田久米雄 | 山田久米雄 | 山田久米雄 | 山田久米雄 |
| | 横江 | 西岡 安秀 | 西岡 安秀 | 陣内 充雄 | 陣内 充雄 | 石丸 士朗 | 石丸 士朗 | 石丸 士朗 | 石丸 士朗 | 石丸 士朗 |
| | 江戸 | 南川 日吉 | 西岡 三吾 | 土橋 勝己 | 土橋 勝己 | 古賀 善己 | 古賀 善己 | 古賀 善己 | 古賀 善己 | 古賀 善己 |
| | 羽西 | 向島 与四郎 | 西岡 三吾 | 土橋 勝己 | 土橋 勝己 | 石丸 士朗 | 石丸 士朗 | 石丸 士朗 | 石丸 士朗 | 石丸 士朗 |
| | 久富 | 遠江 金吉 | 詫摩 角夫 | 古川 行義 | 遠江 芳男 | 松永 勝見 | 古賀 敏雄 | 古賀 敏雄 | 古賀 敏雄 | 古賀 敏雄 |
| | 久富 | 樋口 徳次 | 樋口 徳次 | 塚原 次郎 | 塚原 次郎 | 塚原 次郎 | 塚原 次郎 | 塚原 次郎 | 塚原 次郎 | 塚原 次郎 |
| | 大立 | 小森 竹次 | 小森 竹次 | 松尾 正男 | 松尾 正男 | 松尾 正男 | 松尾 正男 | 松尾 正男 | 松尾 正男 | 松尾 正男 |
| | 新田 | 江越 兼六 | 江越 兼六 | 原田 慶重 | 原田 慶重 | 原田 慶重 | 原田 慶重 | 原田 慶重 | 原田 慶重 | 原田 慶重 |
| | 麦新 | 横尾 猛 | 横尾 猛 | 中原 傳司 | 中原 傳司 | 中原 傳司 | 中原 傳司 | 中原 傳司 | 中原 傳司 | 中原 傳司 |
| | 草木 | 森 健吾 | 森 健吾 | 志波 健吾 | 志波 健吾 | 志波 健吾 | 志波 健吾 | 志波 健吾 | 志波 健吾 | 志波 健吾 |
| | 小路 | 入部 貞雄 | 三好 伝次 | 三好 伝次 | 三好 伝次 | 三好 伝次 | 三好 伝次 | 三好 伝次 | 三好 伝次 | 三好 伝次 |
| | 徳久 | 峰 光正 | 小柳 政喜 | 石丸 正光 | 石丸 正光 | 石丸 正光 | 石丸 正光 | 石丸 正光 | 石丸 正光 | 石丸 正光 |
| | 徳西 | 小柳 政喜 | 小柳 政喜 | 北島 正夫 | 北島 正夫 | 北島 正夫 | 北島 正夫 | 北島 正夫 | 北島 正夫 | 北島 正夫 |
| | 町東 | 梶原治太郎 | 梶原治太郎 | 森永 熊一 | 森永 熊一 | 森永 熊一 | 森永 熊一 | 森永 熊一 | 森永 熊一 | 森永 熊一 |
| | 部 落 名 | 昭和50年度 | 昭和51年度 | 昭和52年度 | 昭和53年度 | 昭和54年度 | 昭和55年度 | 昭和56年度 | 昭和57年度 | 昭和58年度 |
| | 部 落 名 | 昭和41年度 | 昭和42年度 | 昭和43年度 | 昭和44年度 | 昭和45年度 | 昭和46年度 | 昭和47年度 | 昭和48年度 | 昭和49年度 |

※S56年播西 太田氏(8/21まで)
 8/22から右近門太郎氏
 ※S57年徳留 武藤氏(11月まで)
 12月から小柳和男氏
 ※S57年江戸 古賀氏(7月まで)
 8月から橋誠次郎氏
 ※S57年江戸 古賀氏(6月まで)
 7月から丸田源次氏
 ※S58年中副 宗野氏(10月まで)
 11月から橋弘氏

| 備考 | 部 落 名 | 昭和41年度 | 昭和42年度 | 昭和43年度 | 昭和44年度 | 昭和45年度 | 昭和46年度 | 昭和47年度 | 昭和48年度 | 昭和49年度 |
|----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 桜木 | 塚本 林八 | 塚本 林八 | 塚本 林八 | 沼田 新市 | 沼田 新市 | 沼田 新市 | 沼田 新市 | 沼田 新市 | 沼田 新市 |
| | 北下 | 久保田 宿 | 南里 芳太郎 | 嶋田 賢次 | 嶋田 賢次 | 松永 安雄 | 松永 安雄 | 松永 安雄 | 松永 安雄 | 松永 安雄 |
| | 上恒 | 吉岡 利男 | 中尾 貞次 | 鶴丸 光次 | 鶴丸 光次 | 鶴丸 光次 | 鶴丸 光次 | 鶴丸 光次 | 鶴丸 光次 | 鶴丸 光次 |
| | 福新 | 志津田 秀作 | 嶋田 賢次 | 嶋田 賢次 | 嶋田 賢次 | 嶋田 賢次 | 嶋田 賢次 | 嶋田 賢次 | 嶋田 賢次 | 嶋田 賢次 |
| | 福江 | 吉岡 利男 | 中尾 貞次 | 鶴丸 光次 | 鶴丸 光次 | 鶴丸 光次 | 鶴丸 光次 | 鶴丸 光次 | 鶴丸 光次 | 鶴丸 光次 |
| | 下新 | 大庭 勝一 | 大庭 勝一 | 城島金太郎 | 城島金太郎 | 山田久米雄 | 山田久米雄 | 山田久米雄 | 山田久米雄 | 山田久米雄 |
| | 金丸 | 城島金太郎 | 城島金太郎 | 山田久米雄 | 山田久米雄 | 山田久米雄 | 山田久米雄 | 山田久米雄 | 山田久米雄 | 山田久米雄 |
| | 横江 | 西岡 安秀 | 西岡 安秀 | 陣内 充雄 | 陣内 充雄 | 石丸 士朗 | 石丸 士朗 | 石丸 士朗 | 石丸 士朗 | 石丸 士朗 |
| | 江戸 | 南川 日吉 | 西岡 三吾 | 土橋 勝己 | 土橋 勝己 | 古賀 善己 | 古賀 善己 | 古賀 善己 | 古賀 善己 | 古賀 善己 |
| | 羽西 | 向島 与四郎 | 西岡 三吾 | 土橋 勝己 | 土橋 勝己 | 石丸 士朗 | 石丸 士朗 | 石丸 士朗 | 石丸 士朗 | 石丸 士朗 |
| | 久富 | 遠江 金吉 | 詫摩 角夫 | 古川 行義 | 遠江 芳男 | 松永 勝見 | 古賀 敏雄 | 古賀 敏雄 | 古賀 敏雄 | 古賀 敏雄 |
| | 久富 | 樋口 徳次 | 樋口 徳次 | 塚原 次郎 | 塚原 次郎 | 塚原 次郎 | 塚原 次郎 | 塚原 次郎 | 塚原 次郎 | 塚原 次郎 |
| | 大立 | 小森 竹次 | 小森 竹次 | 松尾 正男 | 松尾 正男 | 松尾 正男 | 松尾 正男 | 松尾 正男 | 松尾 正男 | 松尾 正男 |
| | 新田 | 江越 兼六 | 江越 兼六 | 原田 慶重 | 原田 慶重 | 原田 慶重 | 原田 慶重 | 原田 慶重 | 原田 慶重 | 原田 慶重 |
| | 麦新 | 横尾 猛 | 横尾 猛 | 中原 傳司 | 中原 傳司 | 中原 傳司 | 中原 傳司 | 中原 傳司 | 中原 傳司 | 中原 傳司 |
| | 草木 | 森 健吾 | 森 健吾 | 志波 健吾 | 志波 健吾 | 志波 健吾 | 志波 健吾 | 志波 健吾 | 志波 健吾 | 志波 健吾 |
| | 小路 | 入部 貞雄 | 三好 伝次 | 三好 伝次 | 三好 伝次 | 三好 伝次 | 三好 伝次 | 三好 伝次 | 三好 伝次 | 三好 伝次 |
| | 徳久 | 峰 光正 | 小柳 政喜 | 石丸 正光 | 石丸 正光 | 石丸 正光 | 石丸 正光 | 石丸 正光 | 石丸 正光 | 石丸 正光 |
| | 徳西 | 小柳 政喜 | 小柳 政喜 | 北島 正夫 | 北島 正夫 | 北島 正夫 | 北島 正夫 | 北島 正夫 | 北島 正夫 | 北島 正夫 |
| | 町東 | 梶原治太郎 | 梶原治太郎 | 森永 熊一 | 森永 熊一 | 森永 熊一 | 森永 熊一 | 森永 熊一 | 森永 熊一 | 森永 熊一 |
| | 部 落 名 | 昭和41年度 | 昭和42年度 | 昭和43年度 | 昭和44年度 | 昭和45年度 | 昭和46年度 | 昭和47年度 | 昭和48年度 | 昭和49年度 |

※S42年下新江 田中氏(7月まで)
 8月から鶴丸水秀氏
 ※S48年播留 古賀氏(7月まで)
 8月から橋誠次郎氏
 ※S49年徳久 今泉氏(8/9まで)
 8/10から南里忠吉氏

(二) 選挙と行財政

1 選挙

戦前の選挙権は、公民と言われる帝国臣民にして年齢二五歳、被選挙権は三〇歳以上の男子で地租を納め直接国税を納めるもので厳しい欠格条件が付いていた。

昭和二十年衆議院議員選挙法の改正により婦人の参政権を認め選挙権年齢を二〇歳に改められた。さらに、昭和二十五年四月十五日「公職選挙法」が公布された。

この公職選挙法は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意志によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することとしている。選挙権は二〇歳以上、被選挙権は二五歳以上の選挙区は当初中選挙区がとられ（現在は小選挙区）、一人一票の単記投票、投票の秘密保障、立候補の届け出、供託金等が記されている。選挙運動、選挙演説やポスター・立て札の制限、立会演説会。選挙公報の公営、新聞、雑誌の選挙に関する報道や評論など、細かい点にわたつて記載されている。

この法律も、度々改正され比例代表制など、新しい選挙法が加えられている。この法律をもとに都道府県・市町村の選挙規定がつけられている。

2 選挙管理委員会

地方自治法第一八一条第一項に基づいて、地方公共団体に設置された、合議制の執行機関である。選挙管理委員会は、公正な選挙を行なうため、首長から独立した機関として置かれるもので、議会から選挙された四名の委員で構成されている。

主な職務としては、各種選挙の管理執行及び各種選挙における選挙人名簿の調製事務などがある。

選挙管理委員会が管理執行する選挙は次のとおりである。

- ・ 衆議院議員選挙及び参議院議員選挙
- ・ 県知事及び県議会議員選挙
- ・ 町長及び町議会議員選挙
- ・ 農業委員会委員選挙
- ・ 海区漁業調整委員会委員選挙
- ・ 土地改良区総代選挙

その他、選挙が公明且つ適正に行われるように、あらゆる機会を通して選挙人の政治意識の向上に努めるとともに、選挙制度の普及啓発、選挙に関する各種問い合わせ等に対し、応答する義務がある。

また、選挙違反等については、選挙管理委員会は、関係者等に周知徹底させるに留まり、その取締りについて

は、警察当局これを行う。

その他の事務として、最高裁判所裁判官国民審査に関する事務、日本国憲法九五条に基づく住民投票、検察審査員候補者の選定等に関する事務、各種直接請求に係る事務などがある

選挙管理委員 (平成十一・十二・二十七〜平成十五・十二・二十六)

- 委員 長 石丸 賢之 補充員 鶴丸 鉄弥
- 職務代理者 池田 巽 シ 鶴丸 定
- 委員 員 江口 定條 シ 江口 辰雄
- シ 船津丸範雄 シ 中島 直行

久保田町歴代選挙管理委員・補充委員

- 昭和二十九・十二・二十七〜昭和三十二・十二・二十六
- 委員 大坪正利・南川源太郎・村田研二
- シ 鍵山峯吉 (昭和三十二・十二・二十六委員)
- 補充員 阿南由夫・西川龍雄・中野議六・鍵山峯吉
- 昭和三十二・十二・二十七〜昭和三十五・十二・二十六
- 委員長 鍵山峯吉 (委員長 昭和三十三・一・八)



第1投票所 (小路)

- 委員 大坪正利・南川源太郎・村田研二
- 補充員 阿南由夫・西川龍雄・中野議六
- 昭和三十五・十二・二十七〜昭和三十八・十二・二十六
- 委員長 鍵山峯吉
- 委員 森 為一・力久綱吉
- シ 石丸多久一 (昭和三十八・三・一辞任)
- 補充員 船津丸時市 (昭和三十八・三・二委員)
- 鶴丸清次・中野喜作・田中治八

昭和三十八・十二・二十七〜昭和四十二・十二・二十六

- 委員長 鍵山峯吉
- 委員 森 為一・鶴丸清次・船津丸時市
- 補充員 東島文平・林仙宗・蘭弥一・副島政市
- 昭和四十二・十二・二十七〜昭和四十六・十二・二十六
- 委員長 鍵山峯吉
- 委員 森 為一・古賀惣吉・船津丸時市
- 補充員 香月義男・古賀喜久次・中尾勝司・横尾政雄

昭和四十六・十二・二十七〜昭和五十・十二・二十六



第2投票所 (保健センター)

委員長 鍵山峯吉

委員

森 為一・古賀惣吉・船津丸時市

補充員

香月義男・古賀喜久次・中尾勝司・横尾政雄

昭和五十・十二・二十七～昭和五十四・十二・二十六

委員長

塚原春次

委員

土橋 茂・船津萬吉

〃

大坪武一(昭和五十三・七・二辞任)

〃

高原忠雄(昭和五十三・七・三委員)

補充員

野口高之・古賀正巳・高原忠雄

〃

古賀慶次(昭和五十四・四・三辞任)

昭和五十四・十二・二十七～昭和五十八・十二・二十六

委員長

塚原春次(昭和五十五・十一・二十五死去)

委員

土橋 茂(昭和五十五・十一・二十八委員長) 船津萬吉・高原忠雄

〃

大坪恒治(昭和五十五・十一・二十六委員)

補充員

古賀正巳・蘭 茂・大坪恒治

〃

野口高之(昭和五十七・九・二十辞任)

昭和五十八・十二・二十七～昭和六十二・十二・二十六

委員長

力久重雄

委員

土橋久夫・古賀慶一

〃

中野芳雄(昭和五十九・十・五死去)

〃

白浜 勇(昭和五十九・十・六委員)

補充員

森永熊一・林田昭英・西岡安秀・白浜 勇

昭和六十二・十二・二十七～平成三・十二・二十六

委員長

力久重雄

職務代理者

土橋久夫

委員

古賀慶一・白浜 勇

補充員

森永熊一・林田昭英・西岡安秀・詫摩角夫

平成三・十二・二十七～平成七・十二・二十六

委員長

力久重雄(平成五・十二・二十二辞任)

職務代理者

土橋久夫(平成四・三・三十一辞任)

委員

古賀慶一(平成五・十二・二十三委員長) 白浜 勇(平成四・四・一職務代理)

補充員

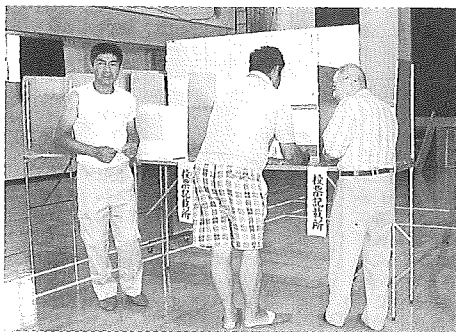
森永熊一(平成四・四・一委員) 林田昭英(平成五・十二・二十三委員)

〃

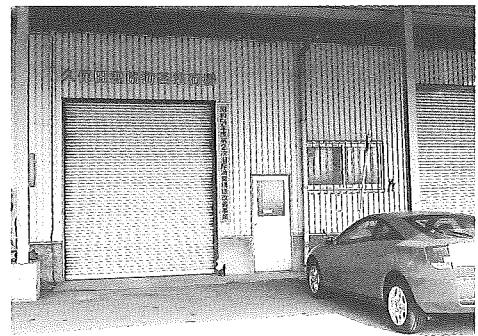
詫摩角夫(平成五・十一・二十四死去)

〃

西岡安秀



投票風景



第3投票所 漁協海苔集荷場(久富)

平成七・十二・二十七〜平成十一・十二・二十六

委員長 古賀慶一
 職務代理人 林田昭英
 委員 石丸賢之・池田 巽
 補充員 古賀友司・中島直行・船津丸範雄
 江口定條

選挙人名簿登録者数 (定時登録)

| | 男 | 女 | 合計 | 増 | 減 |
|-----------|-------|-------|-------|-----|---|
| 昭和59年9月2日 | 2,335 | 2,654 | 4,989 | 30 | |
| 昭和60年9月2日 | 2,340 | 2,673 | 5,013 | 24 | |
| 昭和61年9月2日 | 2,363 | 2,683 | 5,046 | 33 | |
| 昭和62年9月2日 | 2,366 | 2,674 | 5,040 | △6 | |
| 昭和63年9月2日 | 2,372 | 2,699 | 5,071 | 31 | |
| 平成元年9月2日 | 2,360 | 2,693 | 5,053 | △18 | |
| 平成2年9月2日 | 2,350 | 2,701 | 5,051 | △2 | |
| 平成3年9月2日 | 2,357 | 2,715 | 5,072 | 21 | |
| 平成4年9月2日 | 2,372 | 2,739 | 5,111 | 39 | |
| 平成5年9月2日 | 2,456 | 2,780 | 5,236 | 125 | |
| 平成6年9月2日 | 2,550 | 2,893 | 5,443 | 207 | |
| 平成7年9月2日 | 2,645 | 3,007 | 5,652 | 209 | |
| 平成8年9月2日 | 2,726 | 3,110 | 5,836 | 184 | |
| 平成9年9月2日 | 2,798 | 3,191 | 5,989 | 153 | |
| 平成10年6月2日 | 2,814 | 3,198 | 6,012 | 23 | |
| 〃 9月2日 | 2,814 | 3,215 | 6,029 | 17 | |
| 〃 12月2日 | 2,831 | 3,230 | 6,061 | 32 | |
| 平成11年3月2日 | 2,824 | 3,221 | 6,045 | △16 | |
| 〃 6月2日 | 2,831 | 3,231 | 6,062 | 17 | |
| 〃 9月2日 | 2,832 | 3,218 | 6,050 | △12 | |
| 〃 12月2日 | 2,830 | 3,214 | 6,044 | △6 | |
| 平成12年3月2日 | 2,831 | 3,227 | 6,058 | 14 | |
| 〃 6月2日 | 2,842 | 3,246 | 6,088 | 30 | |
| 〃 9月2日 | 2,876 | 3,273 | 6,149 | 61 | |
| 〃 12月2日 | 2,874 | 3,283 | 6,157 | 8 | |

選挙別有権者数、投票者数及び投票率

(単位：人、%)

| 選挙名 | 執行年月日 | 当日有権者数 | | | 投票者数 | | | 投票率 | | |
|----------------|----------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 男 | 女 | 総数 | 男 | 女 | 総数 | 男 | 女 | 総数 |
| 佐賀県知事選挙 | 62. 4.12 | 2,318 | 2,639 | 4,957 | 1,966 | 2,272 | 4,238 | 84.81 | 86.09 | 85.50 |
| 佐賀県議会議員選挙 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1,965 | 2,272 | 4,237 | 84.77 | 86.09 | 85.48 |
| 久保田町町長選挙 | 62. 4.26 | 2,320 | 2,634 | 4,954 | 2,204 | 2,516 | 4,720 | 95.00 | 95.52 | 95.28 |
| 久保田町議会議員選挙 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 参議院佐賀県選出議員補欠選挙 | 63. 4.10 | 2,367 | 2,685 | 5,052 | 1,611 | 1,885 | 3,496 | 68.06 | 70.20 | 69.20 |
| 参議院佐賀県選出議員選挙 | 元. 7.23 | 2,352 | 2,699 | 5,051 | 1,853 | 2,171 | 4,024 | 78.78 | 80.44 | 79.67 |
| 参議院比例代表選出議員選挙 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 衆議院議員総選挙 | 2. 2.18 | 2,333 | 2,681 | 5,014 | 1,976 | 2,324 | 4,300 | 84.70 | 86.68 | 85.76 |
| 佐賀県知事選挙 | 3. 4. 7 | 2,333 | 2,676 | 5,009 | 1,841 | 2,147 | 3,988 | 78.91 | 80.23 | 79.62 |
| 佐賀県議会議員選挙 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 久保田町町長選挙 | 3. 4.21 | 2,331 | 2,671 | 5,002 | 2,165 | 2,462 | 4,627 | 92.88 | 92.18 | 92.50 |
| 久保田町議会議員選挙 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 参議院佐賀県選出議員選挙 | 4. 7.26 | 2,367 | 2,731 | 5,098 | 1,706 | 1,948 | 3,654 | 72.07 | 71.33 | 71.68 |
| 参議院比例代表選出議員選挙 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 衆議院議員総選挙 | 5. 7.18 | 2,443 | 2,763 | 5,206 | 1,980 | 2,303 | 4,283 | 81.05 | 83.35 | 82.27 |
| 佐賀県知事選挙 | 7. 4. 9 | 2,566 | 2,905 | 5,471 | 1,259 | 1,516 | 2,775 | 49.06 | 52.19 | 50.72 |
| 久保田町議会議員選挙 | 7. 4.23 | 2,565 | 2,909 | 5,474 | 2,277 | 2,673 | 4,950 | 88.78 | 91.89 | 90.43 |
| 参議院佐賀県選出議員選挙 | 7. 7.23 | 2,626 | 2,989 | 5,615 | 1,265 | 1,395 | 2,660 | 48.17 | 46.67 | 47.37 |
| 参議院比例代表選出議員選挙 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1,393 | 2,658 | 48.17 | 46.60 | 47.34 |
| 参議院佐賀県選出議員補欠選挙 | 7.11.19 | 2,637 | 3,015 | 5,652 | 1,591 | 1,863 | 3,454 | 60.33 | 61.79 | 61.11 |
| 衆議院小選挙区選出議員選挙 | 8.10.20 | 2,723 | 3,119 | 5,842 | 1,842 | 2,070 | 3,912 | 67.65 | 66.37 | 66.96 |
| 衆議院比例代表選出議員選挙 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1,841 | 〃 | 3,911 | 67.61 | 〃 | 66.95 |
| 参議院佐賀県選出議員選挙 | 10. 7.12 | 2,806 | 3,192 | 5,998 | 1,860 | 2,067 | 3,927 | 66.29 | 64.76 | 65.47 |
| 参議院比例代表選出議員選挙 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 1,859 | 〃 | 3,926 | 66.25 | 〃 | 65.46 |

資料：選挙管理委員会

3 議会の発足

日本国憲法が、昭和二十二年五月三日に施行され、第九三条に地方公共団体は議事機関として議会を設置すること、地方公共団体の長、議会の議員などは住民が直接選挙することが示されている。

市町村の議会議員の定数は、人口規模により異なるが、地方自治法施行当時は、第九一条市町村議会の議員の定数によれば久保田町は、人口五〇〇〇以上二万未満の町村二人に該当する。

① 久保田町議会

議員定数

久保田町議会議員の定数については、「久保田町議会議員の定数を減少する条例」(昭和五十七年条例第二五号)により現在二人となっている。当該条例は次のとおりである。

久保田町議会議員の定数を減少する条例 (昭和五十七年十二月二十七日条例第二十五号) 地方自治法(昭和二十二年法律第六七号) 第九一条第二項の規定に基づき、久保田町議会議員の定数を減少して二人とする。

付則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

議員数の減少に関する条例(昭和三十年久保田村条例第一号)は、廃止する。

② 議会の現状

任期 平成十一・五・一 ～ 平成十五・四・三十

| | | | | |
|-----|-------|----|-------|------------|
| 議長 | 原田 禎浩 | 議員 | 大島 和幸 | H12・1・31死亡 |
| 副議長 | 御厨 俊幸 | 議員 | 鶴丸 正士 | |
| 議員 | 中野 茂康 | 議員 | 鶴丸 時長 | |
| 議員 | 西岡 正博 | 議員 | 南川 義光 | H13・6・28死亡 |
| 議員 | 蘭 和子 | 議員 | 高原 義行 | |
| 議員 | 塚原 盛男 | 議員 | 渋谷 満 | |

会議の種類

議会運営委員会 四回

議長、副議長及び各常任委員長で構成され、議会の運営に関して協議し、議員相互の連絡、協調を図り議会の円滑な運営を進めるため、必要に応じて委員会が開催される。

総務常任委員会 五回

各常任委員会では所管事務に関する調査及び議案、請願、陳情等が審査されている。

産業・建設常任委員会 六回

広報編集委員会 一六回

議会会期中の日程

一日目提案後休会。最終日前日一般質問、最終日討論採決。会期は約一〇日間

議会事務局

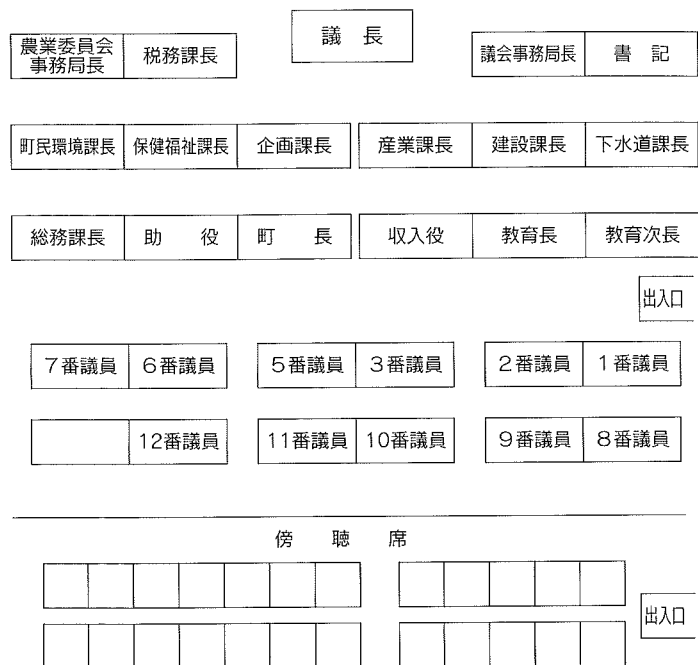
地方自治法（昭和二十二年法律第六七号）第二三八条第二項の規定に基づき、昭和四十六年八月十八日条例第一二号により、久保田町議会事務局が設置され、事務局長・書記を置き、庶務、議事等を分掌する。

議会常任委員会

| | |
|--------|-------|
| 議長 | 原田 禎浩 |
| (総務委員) | |
| 副議長 | 御厨 俊幸 |
| (産業委員) | |
| 総務委員会 | |
| 委員長 | 鶴丸 正士 |
| 副委員長 | 西岡 正博 |
| 委員 | 渋谷 満 |
| 委員 | 鶴丸 時長 |
| 委員 | 蘭 和子 |
| 産建委員会 | |
| 委員長 | 中野 茂康 |
| 副委員長 | 塚原 盛男 |
| 委員 | 高原 義行 |

選挙と行財政

議場



歴代町議会議長

| 曆順 | 氏名 | 就任 | 退任 |
|----|-------|-----------|------------|
| 一〇 | 下平 多作 | 昭和二十六・五・一 | 昭和三十八・四・三十 |
| 五 | 中島 松治 | 夕三十八・五・一 | 夕四十二・四・三十 |
| 六 | 堤 豊太郎 | 夕四十二・五・一 | 夕四十六・四・三十 |
| 七 | 藤戸 安 | 夕四十六・五・一 | 夕五十・四・三十 |
| 八 | 陣内 喜勝 | 夕五十・五・一 | 夕五十八・四・三十 |
| 一〇 | 小川 豊 | 夕五十八・五・一 | 夕六十二・四・三十 |
| 一一 | 古賀 清吉 | 夕六十二・五・一 | 夕平成三・四・三十 |
| 一二 | 向嶋与四郎 | 平成三・五・一 | 夕七・四・三十 |
| 一三 | 原田 楨浩 | 夕七・五・一 | 至現在 |

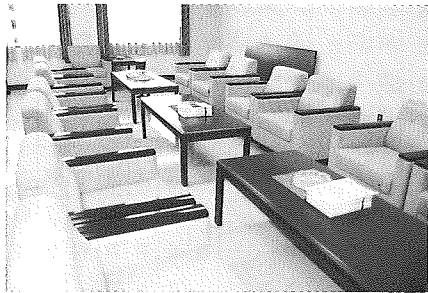
歴代町議会副議長

| 曆順 | 氏名 | 就任 | 退任 |
|----|-------|-----------|------------|
| 二 | 藤戸 安 | 昭和二十六・五・一 | 昭和三十八・四・三十 |
| 五 | 堤 豊太郎 | 夕三十八・五・一 | 夕四十二・四・三十 |
| 六 | 藤戸 安 | 夕四十二・五・一 | 夕四十六・四・三十 |



議長室

| | | | |
|----|-------|----------|-----------|
| 七 | 陣内 喜勝 | 夕四十六・五・一 | 夕五十・四・三十 |
| 八 | 船津丸一郎 | 夕五十・五・一 | 夕五十四・四・三十 |
| 九 | 水町 清次 | 夕五十四・五・一 | 夕五十八・四・三十 |
| 一〇 | 古賀 清吉 | 夕五十八・五・一 | 夕六十二・四・三十 |
| 一一 | 向嶋与四郎 | 夕六十二・五・一 | 夕平成三・四・三十 |
| 一二 | 蘭 俊二 | 平成三・五・一 | 夕七・四・三十 |
| 一三 | 原田 参次 | 夕七・五・一 | 夕十一・四・三十 |
| 一四 | 御厨 俊幸 | 夕十一・五・一 | 至現在 |



議員控室

歴代議会議員名簿

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|------|-------|-------|------|-------|-------|-------|------|------|-------|
| 江口三千男 | 船津利八 | 小柳源吾 | 森為市 | 江原輝吉 | 森忠八 | 鶴丸龍司 | 原田辰之 | 中島清八 | 南川利一 | 船津丸平助 | 志波佐一 | 東吉次 | 中島友次 | 蘭元藏 | 志波徳市 | 副島六二 | 下平多作 | 大坪常吉 | 鶴崎謙治 | 持丸米作 | 田中治八 | 第1回公選 |
| | | 古川源吾 | 志波徳市 | 古賀岩蔵 | 遠江新八 | 原田広次 | 南川芳太郎 | 千々岩健六 | 成清利八 | 塚原才吉 | 室中森三郎 | 原口勳六 | 堤寛次 | 中野議六 | 森勇六 | 御厨源一 | 八次久一 | 東島文平 | 藤戸安 | 下平多作 | 下平多作 | 第2回公選 |
| | | | | | | 原口勤六 | 中野喜作 | 森勇六 | 陣内喜勝 | 川副士太郎 | 鶴丸清次 | 水町藤七 | 白浜勝一 | 南川芳太郎 | 長瀬関太郎 | 船津定治 | 室中森三郎 | 江口栄 | 藤戸安 | 下平多作 | 下平多作 | 第3回公選 |
| | | | | | | 古賀忠一 | 陣内重男 | 山崎辰一 | 森岸才吉 | 西岡寿八 | 陣内熊雄 | 久保喜六 | 中野弥八 | 城島栄吉 | 鶴丸時治 | 堤豊太郎 | 川副士太郎 | 長瀬関太郎 | 藤戸安 | 下平多作 | 下平多作 | 第4回公選 |
| | | | | | | 三好伝次 | 高原三郎 | 蘭定司 | 中尾一 | 水町良治 | 古賀喜久次 | 高原健照 | 東吉次 | 馬渡万六 | 古賀市次 | 陣内蔵 | 城島栄吉 | 鶴丸時治 | 長瀬関太郎 | 堤豊太郎 | 中島松治 | 第5回公選 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 第6回公選 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 第7回公選 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|------|-------|------|-------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 小川豊 | 水町清次 | 遠江清吾 | 鶴丸祐夫 | 長瀬秀次 | 持丸平太 | 中野欽八 | 力久義夫 | 西村達五郎 | 中島順一 | 船津丸一郎 | 陣内喜勝 | 陣内喜勝 | 陣内喜勝 | 陣内喜勝 | 陣内喜勝 | 陣内喜勝 | 陣内喜勝 | 陣内喜勝 | 陣内喜勝 | 陣内喜勝 | 陣内喜勝 | 陣内喜勝 | 第8回公選 |
| 鶴丸祐夫 | 浜田新市 | 西村達五郎 | 西岡安夫 | 高岡シツエ | 詫摩角夫 | 下平裕也 | 中野熊雄 | 向嶋与四郎 | 力久義夫 | 古賀慶一 | 水町清次 | 陣内喜勝 | 陣内喜勝 | 陣内喜勝 | 陣内喜勝 | 陣内喜勝 | 陣内喜勝 | 陣内喜勝 | 陣内喜勝 | 陣内喜勝 | 陣内喜勝 | 陣内喜勝 | 第9回公選 |
| 西村達五郎 | 蘭俊二 | 原田禎浩 | 原田文吾 | 原田一郎 | 山崎吉幸 | 塚原弘久 | 大島和幸 | 原田禎浩 | 蘭俊二 | 向嶋与四郎 | 古賀清吉 | 小川豊 | 小川豊 | 小川豊 | 小川豊 | 小川豊 | 小川豊 | 小川豊 | 小川豊 | 小川豊 | 小川豊 | 小川豊 | 第10回公選 |
| 西村達五郎 | 高原明 | 山崎吉幸 | 塚原弘久 | 大島和幸 | 今泉辰国 | 高柳延 | 田中直人 | 原田禎浩 | 原田参次 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 第11回公選 |
| 高原明 | 山崎吉幸 | 塚原弘久 | 大島和幸 | 今泉辰国 | 高柳延 | 田中直人 | 原田禎浩 | 原田参次 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 第12回公選 |
| 西岡正博 | 中野茂康 | 鶴丸正士 | 御厨俊幸 | 今泉辰国 | 原田一郎 | 田中直人 | 大島和幸 | 山崎吉幸 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 向嶋与四郎 | 第13回公選 |
| 波田満 | 高川義行 | 鶴丸時長 | 塚原盛男 | 蘭和子 | 西岡正博 | 中野茂康 | 鶴丸正士 | 大島和幸 | 御厨俊幸 | 原田禎浩 | 原田禎浩 | 原田禎浩 | 原田禎浩 | 原田禎浩 | 原田禎浩 | 原田禎浩 | 原田禎浩 | 原田禎浩 | 原田禎浩 | 原田禎浩 | 原田禎浩 | 原田禎浩 | 第14回公選 |

●H13.6.28死亡 ●H12.1.31死亡

議会傍聴・広報

選挙によって選出され、久保田町民の代弁者として、議会活動を続けている議員の活動を支えるのは、町民の日頃からの声援・激励である。年四回の定例議会は、議員の活発な質疑・討論が実施されている。この活躍を傍聴し激励の声をかけることは、町民としての務めである。議会では傍聴者を期待している。但し、議会には傍聴人規則があるので、心得ておく必要がある。

年四回発行の「議会だより」は、議会活動の全容を物語る貴重な広報紙で、質疑・応答の内容が刻銘に報道されておき、特に、写真、見出し等に苦心のあとがみられる。研修報告等、ただ単に議会内の活動に終わる事無く、県は勿論のこと、国の議会・省庁への働き掛け等よく分かる内容が盛り込まれている。

明るい選挙推進協議会

議会制民主政治の健全な発達を勧めるためには、選挙が主権者である国民の自由意志によつて、明るく正しく行われることが、最も重要なことである。最近における選挙の実態は、必ずしも選挙のルールは守られておらず、依然として選挙の自由・公正が阻害されるような選挙違反があつたと断たないのは残念である。

一方、国民の政治の浄化を求める声は一段と激しいものがある。多年、明るい選挙を目標に運動を推進してきた我々は、現状を正しく認識し、決意を新たにし政治倫理を確立すると共に、政党並びに公職の候補者とその選挙運動にたずさわる者の良識ある行動を期待し、国民一人一人が主権者としての自覚をもち、常時積極的な活動を展開することが必要である。この観点から、次の五項目を重点目標と定め実現に努める。

一 政治倫理の確立を推進する運動。

二 政治を身近なものとして関心をもつようにする。

三 選挙ルールを守ろう。

・ 選挙における買収・飲食などの供応および違反文書の絶滅

・ 地区推薦の廃止

四 選挙公報をよく読む。

五 明るい選挙推進組織を拡充強化する。

農業委員会

農業委員会に関する法律（昭和二十六年法律第八八号）第七条第一項の規定による久保田町農業委員会の選挙による委員の定数は、一三名とする。

委員会は、区域内の次の事務を処理する。

- (1) 農地法（昭和二十七年法律第二二九号）に係ること。
- (2) 民事調停規則（昭和二十六年最高裁判所規則第八号）に係ること。
- (3) 土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）に係ること。
- (4) 政府に売り渡すべき米穀に関すること。
- (5) 自作農維持資金融通法（昭和三十年法律第一六五号）に係ること。
- (6) 農地等対価徴収規則（昭和二十八年大蔵省農村省令第一号）に関すること。
- (7) 自作農創設特別措置特別会計事務規定（昭和二十二年農林省訓令第一八号）に係ること。
- (8) 農地等の相隣関係の紛争の調停、小作争議の防止及び解決のあつせん、農民相互間又は団体が行う交合実施のあつせん促進及び農地相談に係ること。
- (9) 構造改善事業計画の樹立及び実施の推進に係ること。
- (10) 農業技術の改良、農作物の病害虫の防除、その他農業生産の増進農業経営の合理化及び農民生活の改善に係る調査及び研究。
- (11) 農業生産、農業経営及び農民生活の改善に係る調査及び研究。



農村風景（麦踏み）

4 町の財政

一般会計の歳入状況では町税は、平成七年の二七・二%をピークに十一年度二一・一%と減少している。平成九年度からは消費税の導入により地方消費税交付金が増加している。地方交付税は、平成六年度より平成八年度迄は四〇%を超えていたが、平成九年度は三三・八%と減少した。国庫支出金、県支出金はやや増加している。総額としては、平成六年度の二四億四、四三五〇〇〇〇円に対し、平成十一年度は三三億九、九七四万八〇〇〇円と増加している。

歳出状況については、年度によって重点事業がそれぞれの分野で実施されているが、各年度とも歳入、歳出の概ねバランスのとれたものとなっている。

平成十一年度の一般会計決算は、歳入三三億五、一五二万六〇〇〇円、歳出で三三億七、一四六万二〇〇〇円となり差引八、〇〇六万四〇〇〇円の黒字となった。歳入は自主財源と依存財源に分かれている。自主財源の主なものは税金などがあり、合計で一〇億五、〇四一萬一〇〇〇円（全体の三一・三%）である。また、依存財源となっている。歳出の主なものは、水路整備等に使われる農林水産費が六億二、五七六万八〇〇〇円（一九・一%）乳児から高齢者のために使われる民生費が五億六、八八七万一〇〇〇円（一七・四%）、天山斎場・塵芥処理場等の衛生費が五億三、九七九万三〇〇〇円（一六・五%）、道路整備や建設事業等の土木費四億三、五二七万

九〇〇〇円（一三・三%）となっている。

一般会計の決算額の歳入は前年度比一一・一%増で、歳出も前年比一〇・八%の増である。

出 捐 金

| 出 捐 金 | 出 捐 金 |
|-----------------|------------|
| ・ 佐賀県信用保証協会 | 一、九六〇、〇〇〇円 |
| ・ 国民年金福祉協会 | 五、〇〇〇円 |
| ・ 労働者信用基金協会 | 一、六三〇、〇〇〇円 |
| ・ 経済調査協会 | 一九、六三〇円 |
| ・ 救急医療財団 | 一二、〇〇〇円 |
| ・ 土木建築技術協会 | 四六、〇〇〇円 |
| ・ 労働者福祉基金 | 五五〇、〇〇〇円 |
| ・ 財団法人嘉瀬川ダム対策基金 | 五〇〇、〇〇〇円 |
| ・ 佐賀県アイバンク協会 | 四〇、〇〇〇円 |
| ・ 防犯協会 | 八〇、〇〇〇円 |
| ・ 緑の基金 | 一、三九九、〇〇〇円 |
| ・ 国際交流協会 | 八七六、〇〇〇円 |
| ・ 腎バンク | 一七四、〇〇〇円 |
| ・ 暴力追放運動推進センター | 八七四、〇〇〇円 |



佐賀西部広域水道企業団

財政の推移
一般会計

歳入の状況

単位：千円

| 区分 | 平成6年度 | | 平成7年度 | | 平成8年度 | | 平成9年度 | | 平成10年度 | | 平成11年度 | |
|-------------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
| | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 |
| 総額 | 2,444,350 | 100.0 | 2,502,154 | 100.0 | 2,812,285 | 100.0 | 3,418,789 | 100.0 | 3,053,184 | 100.0 | 3,399,748 | 100.0 |
| 町税 | 600,560 | 24.5 | 680,743 | 27.2 | 696,095 | 24.8 | 725,220 | 21.2 | 722,510 | 23.7 | 717,158 | 21.1 |
| 地方譲与税 | 60,676 | 2.4 | 62,387 | 2.5 | 67,954 | 2.4 | 44,064 | 1.3 | 32,270 | 1.1 | 33,395 | 1.0 |
| 利子割交付金 | 26,241 | 1.1 | 17,409 | 0.7 | 10,084 | 0.3 | 8,379 | 0.3 | 6,490 | 0.2 | 6,878 | 0.2 |
| 地方消費税交付金 | | | | | | | 14,788 | 0.4 | 66,305 | 2.2 | 62,397 | 1.8 |
| 自動車取得税交付金 | 19,116 | 0.8 | 20,533 | 0.8 | 21,210 | 0.7 | 17,478 | 0.5 | 15,971 | 0.5 | 15,562 | 0.5 |
| 地方特例交付金 | | | | | | | | | | | 15,897 | 0.5 |
| 地方交付税 | 1,039,400 | 42.5 | 1,088,444 | 43.5 | 1,176,884 | 41.8 | 1,153,981 | 33.8 | 1,142,163 | 37.4 | 1,169,879 | 34.4 |
| 交通安全対策特別交付金 | 1,592 | 0.1 | 1,635 | 0.1 | 1,652 | 0.1 | 1,750 | 0.1 | 1,667 | 0.1 | 1,485 | 0.1 |
| 分担金負担金 | 37,083 | 1.5 | 41,694 | 1.7 | 45,174 | 1.6 | 50,786 | 1.5 | 58,419 | 1.9 | 56,641 | 1.7 |
| 使用料及び手数料 | 6,041 | 0.2 | 6,596 | 0.3 | 7,067 | 0.3 | 6,996 | 0.2 | 7,743 | 0.3 | 8,156 | 0.1 |
| 国庫支出金 | 123,943 | 5.1 | 127,620 | 5.1 | 181,420 | 6.5 | 360,333 | 10.5 | 227,142 | 7.4 | 382,506 | 11.3 |
| 県支出金 | 168,673 | 6.9 | 215,999 | 8.6 | 246,685 | 8.8 | 291,276 | 8.5 | 278,678 | 9.1 | 332,548 | 9.8 |
| 財産収入 | 19,205 | 0.8 | 13,159 | 0.5 | 6,605 | 0.2 | 11,006 | 0.3 | 5,367 | 0.2 | 3,374 | 0.1 |
| 寄付金 | 1,286 | 0.1 | 2,760 | 0.1 | 2,292 | 0.1 | 2,082 | 0.1 | 1,202 | 0.1 | 517 | 0.1 |
| 繰入金 | 195,274 | 8.0 | 52,779 | 2.1 | 73,381 | 2.6 | 236,266 | 6.9 | 172,019 | 5.6 | 126,586 | 3.7 |
| 繰越金 | 45,434 | 1.9 | 45,588 | 1.8 | 42,522 | 1.5 | 61,447 | 1.8 | 37,551 | 1.2 | 97,830 | 2.9 |
| 諸収入 | 42,026 | 1.7 | 29,008 | 1.2 | 62,960 | 2.2 | 31,637 | 0.9 | 35,287 | 1.2 | 40,149 | 1.2 |
| 町債 | 57,800 | 2.4 | 95,800 | 3.8 | 170,300 | 6.1 | 401,300 | 11.7 | 242,400 | 7.9 | 328,800 | 9.7 |

歳出の状況

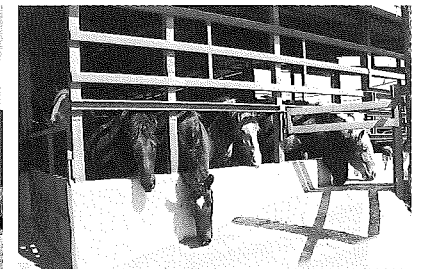
単位：千円

| 区分 | 平成6年度 | | 平成7年度 | | 平成8年度 | | 平成9年度 | | 平成10年度 | | 平成11年度 | |
|--------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
| | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 |
| 総額 | 2,398,762 | 100.0 | 2,459,632 | 100.0 | 2,750,838 | 100.0 | 3,381,238 | 100.0 | 2,955,354 | 100.0 | 3,319,684 | 100.0 |
| 議会費 | 69,114 | 2.9 | 73,869 | 3.0 | 75,140 | 2.7 | 75,431 | 2.2 | 78,510 | 2.7 | 76,063 | 2.3 |
| 総務費 | 393,411 | 16.4 | 424,942 | 17.3 | 430,075 | 15.6 | 431,798 | 12.8 | 462,329 | 15.7 | 431,507 | 13.0 |
| 民生費 | 395,437 | 16.5 | 395,708 | 16.1 | 473,348 | 17.2 | 509,593 | 15.1 | 543,590 | 18.4 | 568,871 | 17.1 |
| 衛生費 | 218,289 | 9.1 | 208,528 | 8.5 | 184,899 | 6.7 | 172,607 | 5.1 | 216,214 | 7.3 | 539,793 | 16.3 |
| 農林水産業費 | 387,831 | 16.2 | 462,430 | 18.8 | 608,293 | 22.1 | 682,243 | 20.2 | 740,771 | 25.1 | 625,768 | 18.9 |
| 商工費 | 9,550 | 0.4 | 8,426 | 0.4 | 11,688 | 0.4 | 12,495 | 0.3 | 13,197 | 0.5 | 11,538 | 0.3 |
| 土木費 | 179,471 | 7.5 | 152,624 | 6.2 | 263,898 | 9.6 | 396,003 | 11.7 | 289,957 | 9.8 | 435,279 | 13.1 |
| 消防費 | 132,625 | 5.5 | 133,782 | 5.4 | 151,762 | 5.5 | 142,272 | 4.2 | 145,878 | 4.9 | 157,822 | 4.8 |
| 教育費 | 451,951 | 18.8 | 441,510 | 17.9 | 386,188 | 14.0 | 791,226 | 23.4 | 294,015 | 9.9 | 296,691 | 9.0 |
| 災害復旧費 | 12,685 | 0.5 | 91 | | 118 | | | | | | | |
| 公債費 | 145,664 | 6.1 | 155,207 | 6.3 | 165,369 | 6.0 | 167,500 | 5.0 | 169,627 | 5.7 | 174,282 | 5.2 |
| 諸支出費 | 2,734 | 0.1 | 2,515 | 0.1 | | | | | 1,196 | | | |
| 労働費 | | | | | 60 | | 70 | | 70 | | 70 | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|----------|----------|------------|----------|---------|------------|------------|----------|
| 計 | 一五九、一三四、〇〇〇円 | 二九、二〇〇、〇〇〇円 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇円 | 一七、七一一、〇〇〇円 | 九三、六〇〇、〇〇〇円 | 三、五六〇、〇〇〇円 | 五〇〇、〇〇〇円 | 五〇〇、〇〇〇円 | 一、二八七、〇〇〇円 | 八二〇、〇〇〇円 | 五〇、〇〇〇円 | 一、九〇〇、〇〇〇円 | 八、四二六、六三〇円 | 二六一、〇〇〇円 |
| 出資金 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・佐賀県漁業信用基金協会 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・農地保有合理化事業公社 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・農業信用基金協会 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・地域福祉振興基金 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・畜産公社 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・野菜価格安定基金協会 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・土地改良会館建設 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・佐賀西部広域水道企業団 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・佐賀地区広域市町村圏組合 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・ふるさと市町村圏基金 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・佐賀ターミナルビル(株) | | | | | | | | | | | | | | |
| ・西佐賀水道企業団広域化 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・促進地域上水道施設整備 | | | | | | | | | | | | | | |
| 出捐金 | | | | | | | | | | | | | | |
| ・平成十二・十一現在 | | | | | | | | | | | | | | |



有明佐賀空港ターミナルビル



農協厩舎

| | | |
|----|--|---------------------------------------|
| 六年 | 補助グラウンド整備 | 一〇六、〇〇〇 九五、八五〇 |
| 五年 | 電算導入事業 クリーク公園整備 有機農法センター建設補助 老人保健施設（シンフォニー）、 焼肉レストラン施設設置融資 | 一三八、九六八 五三、三九七 五三、〇七六 一〇、〇四七 |
| 四年 | 児童館建設 天災資金等利子補給補助 特産物直売所建設補助 町民グラウンド整地・照明設置事業 | 九一、一一四 一〇、一四二 一二四、五四五 三五、六一一 |
| 三年 | 玉葱集出荷場設置事業 中学校内水路整備事業（噴水など） | 一一三、六一八 二一、九一五 |
| 二年 | 老人ホーム（南鷗荘）建設事業補助 小・中学校環境整備事業 | 二五、〇〇〇 四一、四三三 |

主たる事業費の推移

（平成二年～十一年）

単位千円



与羅ん館



南鷗荘

町税の内訳

単位：千円

| 区分 | 平成6年度 | | 平成7年度 | | 平成8年度 | | 平成9年度 | | 平成10年度 | | 平成11年度 | |
|--------|---------|------|---------|------|---------|------|---------|------|---------|------|---------|------|
| | 決算額 | 比率 | 決算額 | 比率 | 決算額 | 比率 | 決算額 | 比率 | 決算額 | 比率 | 決算額 | 比率 |
| 町民税 | 264,400 | 44.0 | 319,268 | 46.9 | 311,283 | 44.7 | 333,541 | 46.0 | 261,881 | 36.2 | 239,748 | 33.5 |
| 固定資産税 | 290,387 | 48.3 | 315,846 | 46.4 | 338,513 | 48.6 | 337,743 | 46.6 | 404,284 | 56.0 | 416,288 | 58.0 |
| 軽自動車税 | 10,526 | 1.8 | 10,913 | 1.6 | 11,346 | 1.6 | 12,019 | 1.6 | 12,486 | 1.7 | 13,215 | 1.8 |
| たばこ消費税 | 35,247 | 5.9 | 34,716 | 5.1 | 34,953 | 5.1 | 41,917 | 5.8 | 43,859 | 6.1 | 47,907 | 6.7 |
| その他 | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 600,560 | 100 | 680,743 | 100 | 696,095 | 100 | 725,220 | 100 | 722,510 | 100 | 717,158 | 100 |

性質別歳出内訳

単位：千円

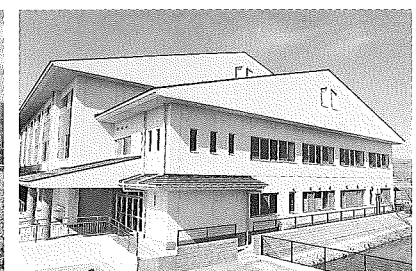
| 区分 | 平成6年度 | | 平成7年度 | | 平成8年度 | | 平成9年度 | | 平成10年度 | | 平成11年度 | |
|---------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
| | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 |
| 総額 | 2,398,762 | 100.0 | 2,459,632 | 100.0 | 2,750,838 | 100.0 | 3,381,238 | 100.0 | 2,955,354 | 100.0 | 3,319,684 | 100.0 |
| 人件費 | 583,323 | 24.3 | 608,179 | 24.7 | 611,208 | 22.2 | 605,210 | 17.9 | 638,562 | 21.6 | 645,695 | 19.4 |
| 物件費 | 301,486 | 12.6 | 320,113 | 13.0 | 317,944 | 11.6 | 325,863 | 9.6 | 323,984 | 11.0 | 290,863 | 8.8 |
| 扶助費 | 198,446 | 8.3 | 210,819 | 8.6 | 233,574 | 8.5 | 264,888 | 7.8 | 263,972 | 8.9 | 281,093 | 8.5 |
| 補助費等 | 357,431 | 14.9 | 349,998 | 14.2 | 395,049 | 14.4 | 407,268 | 12.1 | 462,231 | 15.7 | 529,763 | 16.0 |
| 維持補修費 | 22,419 | 0.9 | 1,459 | 0.1 | 1,057 | 0.1 | 3,603 | 0.1 | 4,201 | 0.1 | 821 | |
| 普通建設事業 | 530,655 | 22.1 | 532,431 | 21.7 | 679,991 | 24.7 | 1,285,302 | 38.0 | 718,666 | 24.4 | 1,111,907 | 33.5 |
| 補助事業 | (29,714) | 1.2 | (37,920) | 1.6 | (128,274) | 4.7 | (548,991) | 16.2 | (8,733) | 0.3 | (435,913) | 13.1 |
| 単独事業 | (481,877) | 20.1 | (440,861) | 17.9 | (488,003) | 17.7 | (672,520) | 19.9 | (577,264) | 19.5 | (607,428) | 18.3 |
| 県営事業負担 | (19,064) | 0.8 | (53,650) | 2.2 | (63,714) | 2.3 | (63,791) | 1.9 | (132,669) | 4.5 | (68,566) | 2.1 |
| 災害復旧事業 | 12,174 | 0.5 | | | 118 | | | | | | | |
| 公債費 | 145,664 | 6.1 | 155,207 | 6.3 | 165,369 | 6.0 | 167,500 | 5.0 | 169,627 | 5.7 | 174,282 | 5.2 |
| 積立金 | 90,262 | 3.8 | 150,896 | 6.1 | 143,410 | 5.2 | 113,018 | 3.4 | 125,262 | 4.2 | 68,686 | 2.1 |
| 投資及び出資金 | 22,034 | 0.9 | 12,821 | 0.5 | 9,212 | 0.3 | 11,378 | 0.3 | 41,590 | 1.4 | 37,530 | 1.1 |
| 操出費 | 134,868 | 5.6 | 117,709 | 4.8 | 193,906 | 7.0 | 197,208 | 5.8 | 207,259 | 7.0 | 179,044 | 5.4 |

※歳出のうち主要事業費は次頁に記した。
年々歳出増は人件費、扶助費、補助費などである。

| | | |
|-------------|----------------|---------|
| 七 年 | 佐賀空港ターミナルビル出資金 | 一〇、〇〇〇 |
| 七 年 | 補助グラウンド整備 | 八七、〇七三 |
| 八 年 | 町道森林公園線整備事業 | 一〇〇、三五七 |
| 八 年 | 小学校プール改修 | 二四、二二三 |
| 九 年 | 町道森林公園線整備事業 | 二三一、六〇一 |
| 九 年 | 中学校体育館建設 | 五二五、四七二 |
| 十 年 | 海苔協業化設置事業 | 六八、五五四 |
| 十 年 | 町道森林公園線整備事業 | 八一、五三八 |
| 十 年 | 大豆生産振興対策 | 三一、一二一 |
| 十 一 年 | 町道森林公園線整備事業 | 二二五、八六七 |
| 十 一 年 | 大豆生産振興対策 | 三〇、七二一 |
| 十 一 年 | 保健センター建設 | 二二八、三七七 |
| 十 一 年 | 海苔協業化設置事業 | 一六一、四二六 |



海苔協業施設



中学校体育館

5 監査委員

地方財務制度の整備充実にともない、昭和三十八年六月地方自治法の全面改正により、独任制である監査委員は、「財務に関する事務の執行と、経営に係る事業の管理について」監査する重要な機関として、市町村にも設置されることになった。

定数については、地方自治法第一九五条第二項により「町村にあつては条例の定めるところにより二人又は一人とする」となっている。久保田町の場合は条例により二人と定め、構成は議員及び学識経験を有する者から各一名とされ、議会の同意を得て選任される。

任期については、議会選出委員は議員の任期（四年）、学識経験者委員四年とされている。

委員の監査

- ・定期監査 毎会計年度 二回
- ・請求・要求による監査

当該監査の請求・要求を受理した日から七日以内に監査に着手しなければならない。

・臨時監査 法第一九九条第五項、六項及び地方自治法施行令第一七二条第二項の規定による監査を行うときは、あらかじめ町長又は相手方に通知しなければならない。

・請願の処理 議会から請願の送付を受けたときは、五日以内に措置しなければならない。

- ・ 出納検査 毎月の出納検査の期日は、二十五日
- ・ 決算の審査 決算及び証書類の審査の結果を、三〇日以内に意見をつけて町長に送付する。

歴代監査委員

| 学識経験者 | 議会选择 |
|------------------------|----------------------|
| 原口 勘六 昭和三十四・八・一〜昭和四十三・ | 古賀 忠一 昭和三十四・八・一〜 |
| 高原 三郎 〃四十三・八・一〜〃五十八・ | 鶴丸 時治 〃三十八・五・十五〜 |
| 船津丸一郎 〃五十八・八・一〜〃六十一・ | 三好 伝次 〃四十六・五・十五〜 |
| 大坪 三郎 〃六十二・一・一〜平成 六・十二 | 西村達五郎 〃五十五・五・九〜 |
| 遠江 芳男 平成 七・一・一〜 | 現在 |
| | 蘭 俊二 〃六十二・五・一〜平成 三・四 |
| | 原田 一郎 平成 三・五・十〜〃十一・四 |
| | 中野 茂康 〃十一・五・七〜 |
| | 現在 |

6 税制の推移

昭和二十五年のシャウプ勧告以来、大きな変動改革のないままの税制は、激しく移り変わる社会・経済に対応できず。さらに、人口の高齢化に伴う社会保障負担の増加、経済の国際化が急速に進展するなかで、対外的摩擦

の恐れさえでてきた。政府は時代の流れを踏まえた公平で簡素な税制、所得、資産等の間でバランスのとれた税体系を整備することを目的に、昭和六十二年十一月十二日税制調査会に諮問した。

税制調査会では、望ましい税制の在り方について、課税の公平、中立、簡素の基本原則に従い検討の結果、昭和六十三年六月十五日に「税制改革についての答申」を発表し、政府はこの答申に基づいて税制改革の具体案をまとめ、第一一三臨時国会に税制改革六法案を提案した。

- ・ 個人所得課税における最低税率の適用対象所得の範囲の大幅な拡大等の累進緩和及び人的控除の引き上げ
 - ・ 有価証券譲渡益の原則課税化等の負担の公平確保措置
 - ・ 相続税について配偶者の生活の安定にも配慮した負担軽減
 - ・ 土地をめぐる税負担回避行為の抑制等の土地関連税制の見直し
 - ・ 消費に広く薄く課税する消費税制度の導入と簡素・中立等の要請に応えた仕組みの工夫
 - ・ 国際的視野に立った法人税率の引下げ及び課税ベースの拡大
- 消費税導入を柱とした税制改革六法案は、国会で白熱的な議論が交わされ、昭和六十三年十一月十六日衆議院を通過した。

固定資産評価審査委員会

固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服を審査決定するために市町村に置かれる合議制の執行機関であって、地方行政委員会の一つである。この委員会は、地方税法（昭和二十五年法律第二二六号）の第四二三条

の規定によつて設置され、その委員は、町長が町議会の同意を得て任命する。

委員の定数は三人で、委員長の任期は一年である。

平成十三年九月一日現在の委員は、次のとおりである。

固定資産評価審査委員

任 期

委員長 満岡 久夫(快方) 平成十二年二月一日～平成十五年一月三十一日

委員 高岸 龍夫(上新ヶ江) 〳十二年九月一日～〳十四年八月三十一日

〳 塚原 信明(久富西) 〳十三年九月一日～〳十六年八月三十一日

久保田町租税教育推進協議会

児童・生徒および一般成人に対し、身近な税との関わりを通して、地方公共団体の財政を支える税金の意義や役割等を正しく理解させることを目的に租税教室を開催する。

本会の構成

税務関係 久保田町 佐賀税務署 佐賀県税事務所

教育関係 久保田町教育委員会 思斉小学校 思斉中学校 思斉小学校PTA 思斉中学校PTA 久保

田町高校生保護者連絡会

関係団体

久保田町議会 久保田町老人クラブ連合会 久保田町婦人会 久保田町部落長会 久保田町商
工会及び納税貯蓄組合 佐城農業協同組合久保田支所 久保田町漁業協同組合

本会の設立は、平成三年七月二十四日に施行、児童・生徒を対象とした、税に関する標語・ポスター・書写作文等の募集。児童・生徒・一般成人に対する租税教育の推進。広報及び研修会などを実施。

(三) 総合計画

1 総合計画の推移

昭和五十三年度 久保田町は、昭和四十五年より全町に亘り、土地基盤整備を実施し、県営圃場整備事業の完工も間近である。これと併行して、昭和四十六年農業振興地域整備計画の地域指定を受け、引き続き昭和五十年第二次構造改善事業により、土地の整備と利用を明確にし、食料基地として農業の飛躍的發展に努めてきた。

国に於いては第三次全国総合開発計画を策定すべく検討中であり、県に於いても昭和四十五年に策定された県長期総合開発計画が石油ショック以来、高度成長から安定成長へと社会経済の変化により必然的に手直しを迫られ、農工併進を基調としたものへ改定すべく準備中である。このような社会情勢の変動下において、住民福祉の向上、産業教育の振興等に関し、必要な目標を選択し「太陽とみどりの町」を目指して、久保田町の飛躍的發展を図ることを主眼に策定した。

昭和六十一年度 久保田町は、昭和五十三年度に長期総合計画を策定して、オイル・ショック後の厳しい財政状況の下で「太陽とみどりの町」を目指して町民と共に努力し続けてきた。しかしながら、着実に、たゆみない歩みの中にも、到達し得なかったものも多い。そして昭和六十年年度をもって計画の期間は終わるのである。

私達は、これまでの経緯と成果の上に、刻々と進化する時代のニーズを加えて、さらに一層の発展を図るため、将来の展望に立って、町の総合計画を樹立し、継続して秩序ある歩みを続けなければならない。

国土庁では、昭和五十八年十月、国土審議会の了承を得て、目標年次を西暦二〇〇〇年（昭和七十五年）とし、昭和六十一年度を目途に二十一世紀に向けた第四次全国総合開発計画（四全総）の策定に着手し、昭和五十九年十一月に、その中間とりまとめとして、「日本二十一世紀への展望」が報告され、計画作成が急がれている。

佐賀県では、昭和二十六年以来六次にわたる総合計画をうけて昭和五十七年十二月に昭和六十五年を目標年次とする「八十年代佐賀県総合計画」が策定されて、二十一世紀という新しい時代へ向けての長期的展望に沿って「文化立県」「技術立県」の二つを大きな柱とする施策が進められている。

平成三年度 本町は、昭和六十一年度に第二次総合計画を策定し、豊かで快適でしかも安全な町を象徴する「太陽とみどりの町」の実現に向け、鋭意努力してきたところである。

しかし、この間の社会情勢の変化は著しいものがあり、国においては東京一極集中を排除し、国土の均衡する発展を目指す多極分散型国土形成構想を盛り込んだ第四次全国総合開発計画（昭和六十二年度）が公表され、二十一世紀へ飛躍する輝かしい郷土を掲げ「パワーアップ佐賀」プラン二十一（昭和六十三年度）の県長期構想が策定された。

本町においても森林公園拡張計画、佐賀空港開港を眼下においた佐賀南部四町総合開発構想、ふるさと創生を契機とした町づくり、人づくり事業、しのびよる高齢化等新たな諸々の行政課題が生じてきた。

そこで二十一世紀を間近かにひかえ新しい時代に対応するため、現在までの経緯を踏まえつつ、本町の特性である自然、歴史及び社会経済等の諸条件を最大限に生かし、新たな発想による町づくりを進めるため、現計画を改定する。

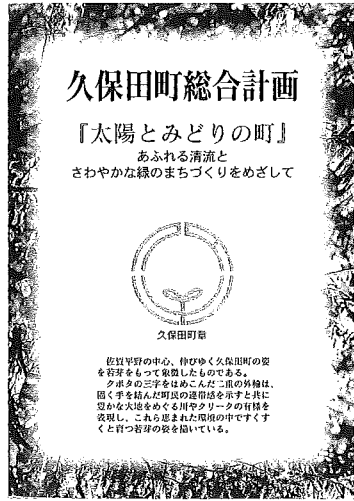
2 平成八年度総合計画

計画策定の背景

本計画は、長期的展望の方向付けを行うものとして、与えられた資源で最大の行政サービスを実現するために、諸々の計画を調整する指針となるものである。

「太陽とみどりの町」の理想像に向け、本町の将来のあるべき姿、行政のビジョン、策定の大綱を明らかにし、部門別計画の方針を示したものであり、計画の頂点に位置するものである。

本町の総合計画は、昭和四十四年の地方自治法改正で「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」（第二条第五項）により、昭和五十三年に長期総合計画を策定、昭和六十一年に第二次総合計画を策定し、平成三年度に改訂版を策定した。



そして現在、四回目の改訂時期を迎え、この間、国内外の社会経済情勢が大きく変化している。住みよい町づくりを実現するためには、多様化する町民のニーズを的確につかみ、総合的で効率的な行政運営計画のもと知恵をだし、工夫をし、勇気ある行動を起こして、着実に実現するよう取り組まなければならない。

その指針となる総合計画は重要性がますます強まっています。

計画の必要性

バブル経済崩壊、急激な円高等により経済は低成長時代に移行し、財源確保が制約され行政事務は複雑化して行くなか、本町においても新たな対応が求められている。そこで、近隣市町村との広域的施策がこれからさきは必要不可欠になると思われる。

高齢化の進行、少子化の問題、また産業の伸び悩みについては、本町の主要産業である一次産業の後継者確保等緊急に解決しなければならない課題である。

このような状況の中で、久保田町の二十一世紀をひらくために「決断と実践の町政を」をモットーに、町民の英知を集めて、新しい視点や発想と長期的展望に立ち、「第四次久保田町総合計画」を策定する。

計画の内容

計画の性格

本計画は、長期的展望に立って、将来における久保田町のあるべき姿とその実現に向かって取り組むべき施策を明らかにし、これからの町政運営の基本的指針とするものである。

本計画が、今後の町づくりマニュアルとして機能するためには、町民に広く周知徹底し、自主的な参加と

積極的な理解と協力を求めていくものである。

さらに、町独自の計画ではあるが、国や県の協力が不可欠である。このため、上位計画との整合性を図りながら、その実現に向け理解と支援をおおぐものである。

計画の期間と構成

本計画は、平成八年度を初年度とし、平成十七年度を目標年次とする十九年の計画であり、基本構想、基本計画及び実施計画の三段階により構成する。

「基本構想」

本町の将来における姿を描くとともに、目標達成のための諸施策の大綱を明らかにし、行政運営の根幹となり指針となるものである。

「基本計画」

基本計画の示す目標を具体化するために、各部門ごとに町政の基本的方向と、それを実現するための施策を体系的に推進していくための指針とする。

「実施計画」

基本計画に示した施策を行政運営のなかで計画的、効率的に向こう三年間の具体的事案、施策を示し、社会経済情勢の変化に対応しながら毎年ローリング方式により改訂し毎年度の予算

編成の指針となるものである。

計画の指標

地域の概要

本町は、佐賀平野のほぼ中央に位置し、東西二・五、南北七キロメートルと細長く総面積一四・三九平方キロメートルである。

東は佐賀市、西は芦刈町、北は三日月町に接し、南は有明海に面している。地形は有明海を干陸化した純平地であり、僅かに海に向かって傾斜している。河川については、東に嘉瀬川があり西に福所江の二本がいずれも南下して有明海に注いでいる。土質は有明海の干潟を、漸次干陸化してできた沖積地帯であり、粘質土壌で肥沃である。

交通事情は町の北部をJR長崎本線、唐津線が東西に走り、国道二〇七号線がこれと平行して走っている他、南部を国道四四号線が東西に走っている。また、主要地方道佐賀外環状線が町の中央部を南北に縦貫して走り、国道に接続しており交通は比較的至便である。

産業面においては、米麦を基幹とする農業を中心に、漁業、製造業等の工業が発達している。

人口等の現況と将来

〔人口〕

本町の人口は昭和三十五年に八二一九人であったが、昭和三十年代後半の高度経済成長期を境に昭和六十年には六七三三人と激減した。一応この減少傾向には歯止めがかかったが、昭和六十年以降にも漸減が続

平成元年には六六八八人となった。しかし平成五年より急増傾向にあり、平成七年には、七五〇三人に増加した。

これは住宅地の開発によるもので、今後は若干の変動はあるものの、このような傾向は続くものと思われる。今後適正な土地利用による住宅用地の確保等、定住条件の整備を強力に進める必要がある。

将来人口をめぐる問題として、幼年人口の減少と高齢化の進行の問題がある。昭和三十五年三三％だった幼年人口が、平成六年には一九・二％になり約三五年の内に二三・八％も減少した。(県平均は一八・六％) 高齢化については、昭和三十五年に七・一％であった高齢人口が、平成六年には一七・三％に上昇した。(県平均一七・三％) 今後もこの傾向は一段と加速するものと思われる。

このようななかで、町の活性化を図るには、若年層の定住化と高齢者の生きがい等を実現するため、文化・スポーツ施設、雇用の場等の整備充実が必要になってくる。また、町の産業振興と合わせて多様な就業機会の創出と生活環境の整備が必要である。平成六年度から下水道の整備が実施され、これが完成すると生活環境は一段と改善されるものと思われる。

以上により本計画の目標年次平成十七年の計画人口を八四〇〇人と想定する。

〔世帯〕

本町の世帯数は、昭和三十五年以降人口の減少にもかかわらず、全体的な基調としては増加している。また、ここ数年住宅地が増加し世帯数も平成元年に一六六五あったのが、平成七年には一九八四世帯と数年間三二・九世帯の増加をみた。今後もしばらく続くことが推測される。

本町が目指す将来像「太陽とみどりの町」豊かな自然、歴史と文化を大切に、活力に満ちた魅力ある産業の振興、健康でやすらぎと思いやりあふれる福祉の町、心豊かな知性と創造性を育む教育の振興など、各般にわたる新しい時代に向かった、意欲あふれる町づくり計画である。

このことは県の長期構想においても予測しており、本町でも若年層を中心に第三次産業への就業が益々増加するものと思われるので、就業機会を確保する方策が必要となる。

このような状況から判断しても第一次産業に対しては、これまで以上に活性化の方策が求められている。減少し、第二次産業は若干伸びているが、第三次産業にいたっては、大幅に増加している。

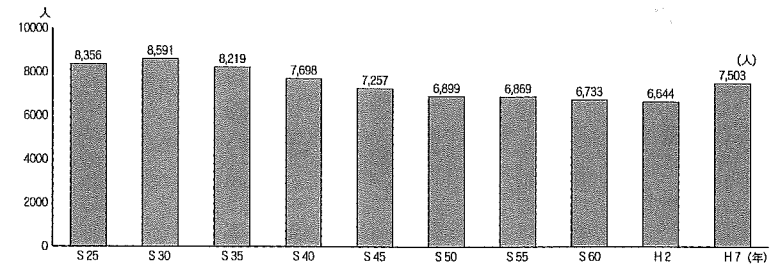
〔就業構造〕

第一次産業から第三次産業へ、産業のソフト化・サービス化といった社会経済情勢の大きな流れは、本町の就業構造にも多大な変化をもたらした。すなわち我が町の産業別就業人口の推移は、第一次産業は大幅に減少し、第二次産業は若干伸びているが、第三次産業にいたっては、大幅に増加している。

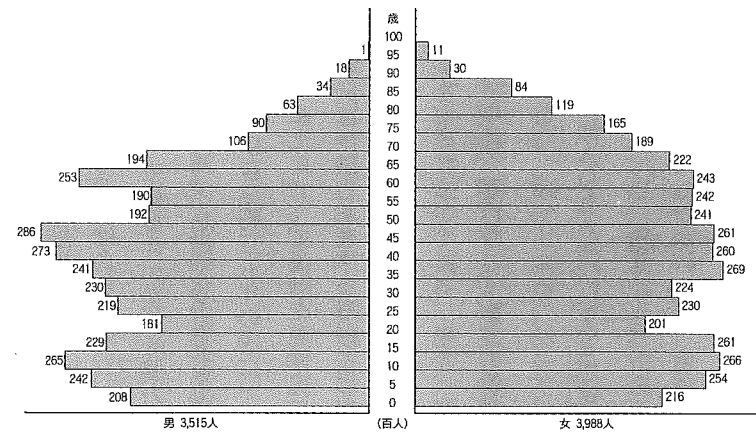
しかし、世帯構成を見ると、高齢者のみの夫婦や独居老人世帯が増加しており、今後もこの傾向は続くものと想定される。

このような、考えかたにより、目標年次の世帯数を二二〇〇世帯と想定する。

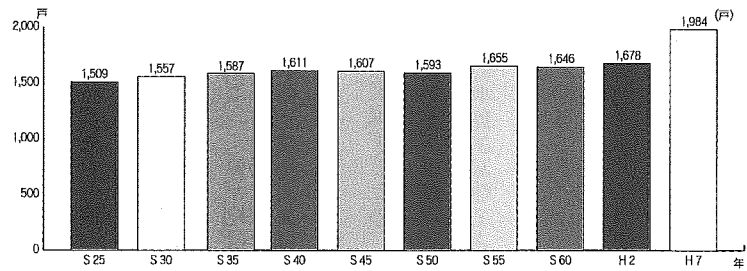
人口の推移（国勢調査）10月1日現在



人口ピラミッド（5歳階級別）（平成7年国勢調査）



世帯数の推移（国勢調査）



(単位：人 10月1日現在)

産業大分類別15歳以上就業者数

| 産 業 | 昭和60年 | | | 平成2年 | | | 平成7年 | | |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 総数 | 男 | 女 | 総数 | 男 | 女 | 総数 | 男 | 女 |
| 総 数 | 3,320 | 1,929 | 1,391 | 3,310 | 1,880 | 1,430 | 3,686 | 2,116 | 1,570 |
| 第1次産業 | 935 | 524 | 411 | 791 | 450 | 341 | 629 | 368 | 261 |
| 農業 | 716 | 392 | 324 | 607 | 339 | 268 | 480 | 278 | 202 |
| 林業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 漁業、水産養殖業 | 219 | 132 | 87 | 184 | 111 | 73 | 149 | 90 | 59 |
| 第2次産業 | 807 | 566 | 241 | 825 | 578 | 247 | 1,021 | 723 | 298 |
| 鉱業 | - | - | - | - | - | - | 2 | 2 | - |
| 建設業 | 312 | 276 | 36 | 320 | 270 | 50 | 458 | 372 | 86 |
| 製造業 | 495 | 290 | 205 | 505 | 308 | 197 | 561 | 349 | 212 |
| 第3次産業 | 1,574 | 839 | 735 | 1,693 | 852 | 841 | 2,033 | 1,023 | 1,010 |
| 卸売業、小売業 | 678 | 327 | 351 | 665 | 320 | 345 | 770 | 367 | 403 |
| 金融、保険業 | 80 | 31 | 49 | 86 | 30 | 56 | 103 | 40 | 63 |
| 不動産業 | 2 | 2 | - | 6 | 3 | 3 | 8 | 5 | 3 |
| 運輸、通信業 | 138 | 125 | 13 | 183 | 139 | 44 | 16 | 14 | 2 |
| 電気、ガス、水道、熱供給業 | 20 | 17 | 3 | 16 | 15 | 1 | 183 | 143 | 40 |
| サービス業 | 523 | 242 | 281 | 611 | 257 | 354 | 774 | 325 | 449 |
| 公務業務 | 133 | 95 | 38 | 126 | 88 | 38 | 179 | 129 | 50 |
| 分類不能産業 | 4 | - | 4 | 1 | - | 1 | 3 | 2 | 1 |

資料：国勢調査

農業 米麦を中心とした農業に取り組み、余剰労働力により施設園芸等の振興を図ってきたが、農家の高齢化や農産物の価格の低迷など、農家をとりまく状況は厳しいものがある。一層の農地流動化による経営基盤強化と大型機械導入による効率化省力化の必要がある。

水産業 有明海の異変は、海と共に生きる漁業者の死活問題である。のり養殖業の協業化経営体を推進し、漁業者の経営の安定をめざす。魚介類については、国・県とともに自然保護に努めるべきである。

商工業 規制緩和や構造改革が進展し、流通形態の変化、大型店舗の出店等、人・物の流通・移動範囲が拡大する時代で、本町の商業は厳しい状況にある。特色ある営業が求められている。

二 防 災

わが国の消防は、地域に密着した自治体消防として発足以来、半世紀を経過したが、この間、制度・施策等の充実強化が図られ、活動内容も火災予防、警防はもとより救急、救助から地震・風水害等への対応まで広範にわたり、国民生活の基盤となる安全の確保に大きな役割を果たしてきた。

最近では、自治体の区域を越えた広域消防応援体制の拡充を図るとともに、幅広い地域社会との連携のもとに、消防署・消防団を中心とする総合的な消防・防災体制の整備を進めている。

風水害、火災、地震等の災害を防止し、町民の生命・身体および財産を守ることが町づくりの基礎的条件であり、人為的災害・自然的災害の防止は、町の重要な課題である。人為的災害については昭和五十年十一月二十六日に発足した、佐賀郡消防事務組合の常備消防及び町消防団を核として諸機関との連携を密にし、災害の未然防止を推進するとともに、消防施設・設備の充実、消防水利の整備・確保を図り、消防能力の強化、予防、保安等消防事務の充実を図ってきた。

防災 自然災害については、ダム建設、海岸堤防の補強や河川の整備等により大災害は減少の傾向にあるが、昭和六十年八月台風一三号の襲来と高潮により、嘉瀬川下流の干拓堤防の決壊と三丁井樋付近の溢水、平成二年七月の集中豪雨による全町に亘る浸水等により被害甚大であった。